

第3章 暴力犯罪者の特性等に関する調査

第2章では、近時の暴力犯罪に関する動向を、各種統計資料を通じて分析してきたが、統計資料からは個々の暴力犯罪者の心理的特徴や犯行態様、背景事情といった特性等の詳細は把握できない。そこで、この章では、我が国の受刑者及び保護観察付全部執行猶予者を対象とした特別調査の結果について紹介する。

具体的には、第1節において、受刑者を対象にした自記式質問紙調査及び記録調査により、心理的特徴を調査した結果を示し、暴力犯罪者と他の主要な罪種の者の回答を比較するとともに、暴力犯罪者については、犯行態様や背景事情等からその類型等について探索的に検討し、暴力犯罪により刑事処分を受けた回数の多寡に影響する要因を分析する。次に、第2節において、暴力犯罪で保護観察付全部執行猶予となった者を対象にした記録調査により、受刑者同様その類型等について探索的に検討するとともに、保護観察期間中の執行猶予の取消しや再犯による処分に影響する要因について分析する。

第1節 暴力犯罪受刑者の特性等に関する調査

1 調査対象者及び方法

全国の刑事施設（医療刑務所及び拘置支所を除く81庁）に入所した受刑者に対し、質問紙調査を行った。質問紙調査については「再犯防止対策等に関する研究」（研究部報告59）と同時に実施した。まず、男性受刑者については、平成28年6月6日から同月20日までの間に、女性受刑者については、同月6日から同年7月11日までの間に、各施設において新たに刑執行開始時調査を開始した者を調査対象とし、各施設における調査対象者数は、男性受刑者については各施設15人、女性受刑者については各施設25人を上限とした。女性受刑者は男性受刑者に比して入所人員が少なく、施設数も少ないことから、女性受刑者については調査期間を長く設定するとともに、1施設当たりの調査実施人員を増やした。さらに、調査期間のみでは分析に十分な人数の暴力犯罪者が確保できないと予想されたことから、同年6月5日までに各施設において新たに刑執行開始時調査を開始した者のうち、刑事施設への入所に係る刑の主たる罪名が傷害、暴行等である受刑者について、刑執行開始時調査開始日が同日に近い順に各施設2人を調査対象とした。また、日本語を理解できない受刑者など質問紙への回答が困難であると施設が判断する受刑者については、調査対象者から除外した。

調査対象者への質問紙の配付・回収は各施設の職員が行い、施設内の適宜の場所（居室、教室等）において質問紙に自己記入させた。質問紙のフェイスシートには、回答するかどうかは自由であること、回答は数値化され個人は特定されないこと、回答の有無や回答内容によって利益を得ることも不利益を被ることもない旨を記載し、調査への協力が強制でないことを明示するとともに、質問紙の冒頭には調査協力の意思を確認する欄を設け、「私はこの調査に回答したくありません」という欄にチェックが入っていた場合及び質問紙に全く記入がなかった場合は、回答拒否者として、分析から除外した。

さらに、質問紙調査の対象となった者のうち、刑事施設への入所に係る刑の主たる罪名が傷害、暴行、脅迫、殺人、強盗等である受刑者（以下「暴力犯罪受刑者」という。）については、犯行態様や背景事情等について、刑事施設の把握している情報に基づき調査した。

以上の結果、暴力犯罪受刑者176人（男性受刑者159人、女性受刑者17人）が本調査における分析の対象となった。また、暴力犯罪者と他の主要な罪種の者を比較し、その差異等を明らかにするため、調査対象となった入所受刑者の中から、財産犯罪のうち刑事施設への入所に係る刑の主たる罪名が窃盗である受刑者（以下「窃盗事犯受刑者」という。）262人（男性受刑者192人、女性受刑者70人）及び薬物犯罪のうち刑事施設への入所に係る刑の主たる罪名が覚せい剤取締法違反である受刑者（以下「覚せい剤事犯受刑者」という。）207人（男性受刑者153人、女性受刑者54人）を分析の対象とした。

2 調査内容

本調査において調査対象者の心理的特徴を把握するため分析した内容は以下のとおりである。いずれも一般成人を対象とする過去の研究等により一定の妥当性及び信頼性が検証されている既存のツールを用いた。ただし、本調査においては、調査対象者が刑事施設で身柄拘束中であるという特殊事情を考慮し、教示文等については一部修正を加えた。

(1) 基本的性格傾向

調査対象者の基本的性格傾向を把握するため、小塩ら（2012）による日本語版 Ten Item Personality Inventory (TIPI-J) を用いた。これは、個人のパーソナリティを、「外向性」(Extraversion)、「協調性」(Agreeableness)、「勤勉性」(Conscientiousness)、「神経症傾向」(Neuroticism)、「開放性」(Openness to Experience) という5つの大きな枠組み (Big Five) で捉えるため、10項目につき「強くそう思う」から「全く違うと思う」までの7件法により尋

ねるツールであり、Gosling et al. (2003) が作成した TIPI (Ten Item Personality Inventory) を邦訳したものである。

さらに、同じく調査対象者の基本的性格傾向を見るため、生物学的な要因をパーソナリティの基盤として想定する Gray の強化感受性理論に基づき Carver & White (1994) が作成し、高橋ら (2007) が邦訳した BIS/BAS 尺度日本語版を用いた。これは、人間の行動を制御する動機付けのシステムを、罰等の刺激により活性化され行動を抑制する「行動抑制系」(Behavioral Inhibition System : BIS) と報酬等の刺激により活性化され行動を触発する「行動賦活系」(Behavioral Activation System : BAS) という2次元で捉えるため、20項目につき「あてはまる」から「あてはまらない」までの4件法で尋ねる質問により測定するツールである。なお、BAS は「駆動」(Drive)、「報酬反応性」(Reward Responsiveness) 及び「刺激探求」(Fun Seeking) の3つの下位尺度に分かれる。

(2) 攻撃性

調査対象者にいかなる性質の攻撃性が見られるか把握するため、広く攻撃性一般に関連した心理・行動的特性(情動的・認知的・道具的側面)の測定を目的に開発された、安藤ら(1999)による日本版 Buss-Perry 攻撃性質問紙(BAQ)を用いた。これは、攻撃性を、怒りっぽさや怒りの抑制の低さなどである「短気」(anger)、他者からの悪意や軽視などに対する猜疑心や不安感である「敵意」(hostility)、暴力的反応傾向、暴力への衝動、暴力の正当化などである「身体的攻撃」(physical aggression)、自己主張、議論好きなどの「言語的攻撃」(verbal aggression) の4つの下位尺度に分かれる24項目につき「非常によくあてはまる」から「まったくあてはまらない」までの5件法により測定するツールであり、Buss & Perry (1992) が作成した Aggression Questionnaire 等の邦訳に基づき作成されたものである。

(3) 社会的自己制御

調査対象者が自らの行動を調整する自己制御の機能を把握するため、原田ら(2008)が作成した社会的自己制御(Social Self-Regulation ; SSR) 尺度を用いた。これは、社会的場面で個人の欲求や意思と現状認知との間でずれが生じたときに、内在化された社会規範や道徳といった内的基準・集団や他者との関係といった外的基準の必要性に応じて自己を主張もしくは抑制する能力を把握するものであり、「自己主張」、「持続的対処・根気」、「感情・欲求抑制」の3つの下位尺度に分かれる29項目につき「よくあてはまる」から「まったくあてはまらない」までの5件法により測定するツールである。

(4) アルコール使用障害リスク・薬物乱用重症度

調査対象者のアルコール摂取に起因する諸問題について把握するため、世界保健機構(WHO)が作成し、小松ら(2011)が邦訳したアルコール使用障害特定テスト(Alcohol Use Disorders Identification Test; AUDIT)日本語版を用いた。これは、危険かつ有害なアルコール摂取パターンを持つ者をスクリーニングするものであり、過去12か月における危険なアルコール使用やアルコール依存症状、有害なアルコール使用に関する10項目につき、8項目は5肢択一、2項目は3肢択一で回答を求め、リスクレベルを測定するツールである。

さらに、薬物乱用の重症度を把握するため、嶋根ら(2015)が作成したThe Drug Abuse Screening Test 20項目版(DAST-20)(Skinner and Goldberg, 1986)の日本語版を用いた。これは、乱用薬物の種類等を問わず薬物依存症をスクリーニングするものであり、過去12か月における薬物使用に関係した家族、社会、雇用、法律、医学等の問題の経験の有無を尋ねる20項目につき、「はい」か「いいえ」の二肢択一で回答を求め、薬物乱用に関連する問題の重症度を測定するツールである。

また、調査対象者のうち質問紙に回答した者(回答拒否者を除く。)について、刑事施設において把握している情報のうち、罪名、入所度数、犯行時の居住状況・就労状況・婚姻状況、教育程度、精神状況等の基本的属性の情報提供を受けた。さらに、特に暴力犯罪受刑者については主たる罪名に係る事件(以下、本節において「本件」という。)の犯行の動機や本件時の凶器使用の有無等の本件態様及び暴力団加入歴や稼働歴等の背景事情等についても情報提供を受けた(調査項目の詳細は3-1-5表を参照)。

3 調査の結果

調査の結果については、以下のとおりである。

(1) 他罪種と比較した暴力犯罪受刑者の基本的属性

暴力犯罪受刑者、窃盗事犯受刑者及び覚せい剤事犯受刑者の年齢及び性別は3-1-1表のとおりである。分析対象者全体の刑事施設入所時の年齢は16歳から82歳であり、平均年齢について暴力犯罪受刑者は40.4歳、窃盗事犯受刑者は46.7歳、覚せい剤事犯受刑者は42.9歳であった。暴力犯罪受刑者では、29歳以下の年齢層の占める割合が窃盗事犯受刑者及び覚せい剤事犯受刑者に比べ高く、特に女性では暴力犯罪受刑者のおよそ3分の2が29歳以下の年齢層であった。

3-1-1表 調査対象者の性別・年齢層別人員（罪種別）

年 齢	暴力犯罪		窃 盗		覚せい剤	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総 数	159 (100.0)	17 (100.0)	192 (100.0)	70 (100.0)	153 (100.0)	54 (100.0)
29 歳以下	39 (24.5)	11 (64.7)	44 (22.9)	2 (2.9)	4 (2.6)	9 (16.7)
30～39 歳	40 (25.2)	1 (5.9)	36 (18.8)	13 (18.6)	43 (28.1)	19 (35.2)
40～49 歳	41 (25.8)	3 (17.6)	31 (16.1)	20 (28.6)	65 (42.5)	20 (37.0)
50～64 歳	26 (16.4)	—	54 (28.1)	20 (28.6)	37 (24.2)	6 (11.1)
65 歳以上	13 (8.2)	2 (11.8)	27 (14.1)	15 (21.4)	4 (2.6)	—

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 入所時の年齢による。
 3 () 内は、それぞれの罪種の総数に占める構成比である。

なお、暴力犯罪受刑者の罪名は**3-1-2表**のとおりである。傷害の占める割合が約6割と最も高く、次いで強盗、脅迫、暴力行為処罰法、暴行の順であった。

3-1-2表 暴力犯罪受刑者の罪名

罪 名	人 員
総 数	176 (100.0)
公 務 執 行 妨 害	7 (4.0)
殺 人	7 (4.0)
傷 害	110 (62.5)
暴 行	9 (5.1)
脅 迫	12 (6.8)
強 盗	19 (10.8)
暴力行為等処罰法	10 (5.7)
その他暴力犯罪	2 (1.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、構成比である。

基本的な属性等を罪種別に一覧にしたものは、**3-1-3表**のとおりである^(※1)。特に暴力犯罪受刑者と他の罪種との間に有意な差が認められたものとして、暴力犯罪受刑者では、入所度数は「1度(初入)」、暴力団加入状況は「暴力団関係者」、本件時の就労状況は「有職・学生」、保護処分歴は「あり」の者の占める割合が高かった。

(※1) カイ2乗検定を行い、有意であった項目につき残差分析を行った。

3-1-3表 調査対象者の属性等（罪種別）

属性等区分	暴力犯罪	窃盗	覚せい剤	χ^2 値
入所度数				
1 度	△ 101 (57.4)	116 (44.3)	▽ 69 (33.3)	26.79**
2 度	▽ 20 (11.4)	47 (17.9)	43 (20.8)	
3 度	16 (9.1)	36 (13.7)	30 (14.5)	
4 度	8 (4.5)	21 (8.0)	14 (6.8)	
5 度以上	31 (17.6)	42 (16.0)	△ 51 (24.6)	
暴力団加入状況				
暴力団関係者	△ 22 (12.9)	▽ 2 (0.8)	△ 30 (15.2)	34.60***
暴力団関係なし	▽ 148 (87.1)	△ 253 (99.2)	▽ 167 (84.8)	
精神状況				
精神障害あり	21 (12.4)	36 (14.3)	△ 44 (22.4)	8.01*
精神障害なし	148 (87.6)	216 (85.7)	▽ 152 (77.6)	
能力検査値				
79 以下	51 (30.5)	102 (41.5)	62 (32.3)	9.70
80 ~ 89	49 (29.3)	56 (22.8)	60 (31.3)	
90 ~ 99	41 (24.6)	60 (24.4)	50 (26.0)	
100 以上	26 (15.6)	28 (11.4)	20 (10.4)	
居住状況				
住居不定	19 (11.1)	△ 51 (19.9)	▽ 19 (9.5)	11.85**
住居不定以外	152 (88.9)	▽ 205 (80.1)	△ 181 (90.5)	
就労状況				
無職	▽ 103 (58.9)	△ 200 (77.8)	134 (65.0)	19.03***
有職・学生	△ 72 (41.1)	▽ 57 (22.2)	72 (35.0)	
教育程度				
中学卒業以下	68 (39.8)	83 (32.7)	74 (37.8)	19.53**
高校中退	46 (26.9)	▽ 65 (25.6)	△ 75 (38.3)	
高校卒業	40 (23.4)	△ 80 (31.5)	▽ 37 (18.9)	
大学進学	17 (9.9)	26 (10.2)	▽ 10 (5.1)	
婚姻状況				
未婚	69 (40.4)	107 (41.8)	▽ 62 (31.5)	12.31*
有配偶	38 (22.2)	53 (20.7)	32 (16.2)	
離婚死別	64 (37.4)	▽ 96 (37.5)	△ 103 (52.3)	
保護処分歴				
あり	△ 64 (37.4)	▽ 54 (21.2)	60 (30.5)	13.75**
なし	▽ 107 (62.6)	△ 201 (78.8)	137 (69.5)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
 4 「精神状況」は、入所時の精神診断による。ただし、精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。
 5 「能力検査値」は、入所時の知能指数による。ただし、検査不能の場合又は検査を実施しなかった場合を除く。
 6 「居住状況」は犯行時による。ただし、来日外国人及び居住地が不詳の者を除く。
 7 「就労状況」は犯行時による。ただし、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
 8 「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。ただし、教育程度が不詳の者を除く。
 9 「教育程度」の「高校中退」は高校在学（1名）を含む。また、「大学進学」は大学在学、大学中退及び大学卒業をいう。
 10 「婚姻状況」は、犯行時による。ただし、婚姻状況が不詳の者を除く。
 11 ***は $p < .001$, **は $p < .01$, *は $p < .05$ を示す。また、 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
 12 △は残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いことを、▽は少ないことを示す ($p < .05$)。
 13 () 内は、それぞれの罪種の総数に占める構成比である。

(2) 他罪種と比較した暴力犯罪受刑者の心理的特徴

質問紙調査により把握した心理的特徴を、男女に分け、罪種別に一覧にしたものは、3-1-4表のとおりである^(※2)。特に暴力犯罪受刑者との間に有意な差が認められた項目につき、男女で異なる傾向が見られた。

男性の暴力犯罪受刑者では、基本的性格傾向のうち「外向性」と「開放性」、「BAS（駆動）」の平均値が窃盗事犯受刑者より高く、「協調性」の平均値が他の罪種より低かった。また、攻撃性の「全攻撃性」及び下位尺度のうち「短気」、「身体的攻撃」の平均値が窃盗事犯受刑者及び覚せい剤事犯受刑者より高く、「言語性攻撃」の平均値が窃盗事犯受刑者より高かった。さらに、社会的自己制御のうち「自己主張」の平均値が窃盗事犯受刑者より高く、アルコール使用障害リスクの平均値が窃盗事犯受刑者及び覚せい剤事犯受刑者より高かった。なお、身柄拘束前の1年間で違法薬物等を使用したと回答した者の割合は、暴力犯罪受刑者（24.5%）が窃盗事犯受刑者（12.5%）と比べて高く、これら違法薬物等を使用した暴力犯罪受刑者のうち、薬物乱用重症度が相当程度高く、集中治療が必要なレベルであるとされる者（DAST20得点11点以上）は4割以上を占めた。

女性の暴力犯罪受刑者では、基本的性格傾向のうち「開放性」、「BAS（駆動）」の平均値が窃盗事犯受刑者より高かった。他方、攻撃性、社会的自己制御及びアルコール使用障害リスクの平均値については、男性と異なり、罪種間での有意な差は認められなかった。身柄拘束前の1年間で違法薬物等を使用したと回答した者の割合も、暴力犯罪受刑者と窃盗事犯受刑者で顕著な差は見られなかった。

(※2) 本研究においては、等分散性を仮定せず、Welchの補正による一元配置の分散分析を行い、有意であった項目につきBonferroniの方法により多重比較を行った。

3-1-4表

調査対象者の心理的特徴（男女群，罪種別）

① 男性

項 目	A：暴力犯罪		B：窃盗		C：覚せい剤		F 値
	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	
パーソナリティ特性							
外向性	8.85 (2.65)	157	8.01 (2.78)	187	8.53 (2.27)	151	$F(2,325.43) = 4.30^*$ A > B
協調性	9.69 (2.27)	157	10.41 (2.12)	189	10.55 (2.29)	150	$F(2,317.50) = 6.48^{**}$ A < B, A < C
勤勉性	7.89 (2.18)	156	7.32 (2.48)	187	7.77 (2.27)	151	$F(2,324.37) = 2.79$
神経症傾向	8.25 (2.52)	155	8.08 (2.37)	185	8.18 (2.53)	149	$F(2,314.65) = 0.20$
開放性	8.92 (2.29)	154	8.22 (2.58)	188	8.62 (2.00)	151	$F(2,324.70) = 3.57^*$ A > B
BIS/BAS							
BIS(行動抑制系)	19.37 (4.40)	158	19.74 (4.11)	190	19.48 (3.91)	148	$F(2,320.68) = 0.36$
BAS(行動賦活系)	37.90 (6.82)	154	36.47 (6.97)	185	37.49 (6.15)	146	$F(2,317.21) = 1.95$
BAS(駆動)	11.76 (2.72)	158	11.02 (2.81)	191	11.44 (2.65)	150	$F(2,324.92) = 3.13^*$ A > B
BAS(報酬反応性)	15.45 (2.81)	155	14.89 (3.09)	189	15.30 (2.48)	150	$F(2,324.99) = 1.66$
BAS(刺激探求)	10.67 (2.58)	157	10.48 (2.50)	187	10.74 (2.31)	150	$F(2,322.05) = 0.54$
攻撃性							
全攻撃性	65.91 (12.92)	154	60.94 (12.13)	179	61.46 (13.37)	145	$F(2,307.30) = 7.23^{**}$ A > B, A > C
短気	15.38 (4.72)	158	13.73 (4.24)	184	13.89 (4.58)	151	$F(2,317.43) = 6.35^{**}$ A > B, A > C
敵意	17.59 (4.08)	156	17.83 (4.39)	188	16.72 (3.97)	148	$F(2,321.97) = 3.21^*$ B > C
身体的攻撃	17.21 (5.40)	157	14.70 (5.20)	184	15.66 (5.16)	149	$F(2,318.52) = 9.52^{***}$ A > B, A > C
言語的攻撃	15.80 (3.36)	157	14.64 (3.76)	187	15.24 (3.10)	151	$F(2,326.51) = 4.52^*$ A > B
社会的自己制御							
自己主張	44.48 (8.23)	154	40.99 (8.75)	184	43.10 (7.27)	148	$F(2,319.62) = 7.24^{**}$ A > B
持続的対処・根気	26.82 (5.44)	159	25.50 (5.68)	191	26.45 (5.41)	152	$F(2,327.40) = 2.64$
感情・欲求抑制	32.25 (6.28)	158	32.90 (5.96)	186	33.62 (6.04)	149	$F(2,319.06) = 1.92$
WHO-AUDIT	12.93 (10.49)	151	6.88 (7.20)	188	8.15 (8.31)	149	$F(2,297.83) = 18.29^{***}$ A > B, A > C

暴力犯罪者に関する研究

② 女性

項 目	A：暴力犯罪		B：窃盗		C：覚せい剤		F 値
	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	
パーソナリティ特性							
外向性	8.41 (2.72)	17	7.84 (3.08)	67	9.30 (2.80)	54	$F(2,46.66) = 3.69^*$ B < C
協調性	10.24 (1.64)	17	10.54 (2.42)	67	10.31 (2.25)	54	$F(2,52.71) = 0.23$
勤勉性	8.59 (2.00)	17	7.69 (2.96)	67	7.70 (2.17)	53	$F(2,49.80) = 1.37$
神経症傾向	7.94 (2.41)	16	9.51 (2.91)	67	8.41 (2.55)	54	$F(2,44.61) = 3.59^*$
開放性	9.06 (1.95)	17	7.38 (2.71)	69	8.65 (2.06)	54	$F(2,48.86) = 5.98^{**}$ A > B, B < C
BIS/BAS							
BIS(行動抑制系)	21.71 (4.41)	17	22.15 (4.65)	68	20.61 (4.34)	54	$F(2,45.60) = 1.77$
BAS(行動賦活系)	38.41 (4.91)	17	34.42 (7.10)	64	37.84 (6.68)	51	$F(2,52.24) = 4.99^*$ B < C
BAS(駆 動)	12.24 (2.49)	17	9.95 (2.91)	66	11.47 (2.68)	53	$F(2,47.28) = 7.04^{**}$ A > B, B < C
BAS(報酬反応性)	15.88 (2.06)	17	14.58 (3.00)	69	15.77 (3.03)	53	$F(2,53.03) = 3.27^*$
BAS(刺激探求)	10.29 (1.45)	17	9.69 (2.34)	67	10.87 (2.49)	53	$F(2,56.81) = 3.52^*$ B < C
攻 撃 性							
全 攻 撃 性	56.56 (11.62)	16	57.55 (12.43)	66	60.10 (12.02)	50	$F(2,43.04) = 0.84$
短 気	11.82 (4.16)	17	13.47 (4.74)	70	14.13 (3.91)	52	$F(2,46.00) = 2.03$
敵 意	18.41 (3.32)	17	17.67 (4.73)	69	16.81 (4.48)	52	$F(2,51.78) = 1.29$
身体的攻撃	12.25 (4.86)	16	12.69 (4.85)	67	13.79 (5.15)	53	$F(2,42.51) = 0.94$
言語的攻撃	14.59 (3.08)	17	13.57 (4.12)	68	15.13 (2.99)	54	$F(2,47.55) = 2.88$
社会的自己制御							
自己主張	42.88 (9.12)	17	38.82 (10.60)	67	42.09 (7.64)	54	$F(2,45.09) = 2.29$
持続的対処・根気	30.12 (3.84)	17	26.68 (6.43)	68	26.87 (5.10)	54	$F(2,54.23) = 4.85^*$
感情・欲求抑制	35.76 (4.15)	17	33.89 (6.57)	64	34.36 (5.34)	53	$F(2,52.97) = 1.07$
WHO-AUDIT	7.19 (7.53)	16	3.67 (7.45)	64	5.45 (7.55)	53	$F(2,42.36) = 1.71$

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 ***は $p < .001$, **は $p < .01$, *は $p < .05$ を示す。

(3) 暴力犯罪受刑者の犯行態様や背景事情等の要因の分類

次に、暴力犯罪の諸相を明らかにするため、暴力犯罪受刑者の本件の犯行態様や背景事情等の要因の関連について、多重対応（Multiple Correspondence）分析^(※3)を用いて探索的に検討した。本研究において調査した暴力犯罪受刑者の犯行態様や背景事情等の要因は3-1-5表のとおりであり、これら30変数を使用して分析を行った^(※4)。

3-1-5表

多重対応分析における変数一覧

① 本件時の状況等を表す変数（15変数）

本件の動機（虐待・折檻、痴情・異性関係、言動態度に立腹、金銭的な利欲、追従・制裁等、不満・憂さ晴らし）、本件犯行場所、本件時の飲酒の有無、本件頃の日常のストレス状況、本件における共犯の有無、本件での凶器の使用、本件における被害者との関係、本件による被害者の負傷の程度、本件の計画性の有無、本件までの被害者に対する日常的な暴力の有無

② 家庭環境に関する変数（5変数）

家族のアルコール・違法薬物の問題や精神疾患・自殺企図歴の有無、両親の離婚・死別歴、家族の犯罪歴、父親から母親への身体的暴力の有無、被虐待経験の有無

③ 生活歴に関する変数（6変数）

小学校・中学校でのいじめ被害の有無、小学校での問題行動、中学校での問題行動、中学卒業後（少年時）の問題行動、不安定な稼働歴の有無、最初の暴力団加入年齢

④ 属性等に関する変数（4変数）

性別、入所時の年齢（層）、罪名、教育程度

分析の結果を3-1-6図に示した^(※5)。横軸の第1次元は右側に「暴力団加入」、「本件時飲酒あり」や「日常暴力なし」、被害者との「面識なし」などの要素が配置され、左側には加害者の性別「女性」や被害者が「子供」、「日常暴力あり」、「虐待・折檻あり」などの要素が配置された。右側の特徴は、飲酒下など機会的な暴力行為であり、あるいは暴力を肯定する価値観を持つ反社会的な集団に所属するなどの背景事情があり、非面識者を被害者とする点である。一方、左側の特徴は、日常のストレスや不満の憂さ晴らしを動機とし、主に子供等の親族を対象とする点である。これらのことから、第1次元を「家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力」と解釈した。縦軸の第2次元は下方向に小学校時の問題（本人の問題行動やいじめ被害）、被虐待経

(※3) 多重対応分析とは、外部基準のない質的データを数量化する解析手法の一つであり、変数間の関連を低次元空間に表示して、類似した反応を示す変数を近くに配置するもので、3変数以上の分析に用いられる。

(※4) 分析には、IBM SPSS Categories20.0を使用した。

(※5) 多重対応分析の結果、固有値は第1次元が4.14（イナーシャ0.14）、第2次元が3.30（イナーシャ0.11）で、サンプルの分散の24.8%を説明しており、解釈可能性から2次元での解釈が妥当であると判断した。

験を含む家族の負因に関する要素が配置された。一方、上方向には、これら児童期の問題がないことや、暴力団加入の遅さなどの要素が配置された。これらのことから、第2次元を「早期逆境・問題早発なし／あり」と解釈した。

以上から、暴力犯罪の犯行態様や背景事情等の要因は、「家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力」と「早期逆境・問題早発なし／あり」の二次元により特徴付けられることが分かった。続けて、これら要因の関連に基づき暴力犯罪受刑者のグループ化を行うため、階層クラスター分析^(※6)を行って、暴力犯罪受刑者を複数のグループ（「クラスター」という。）に分類した^(※7)。分析の結果、4つのクラスターが見出された。3-1-7図にクラスター別に見た暴力犯罪受刑者の配置を示した。3-1-6図における犯行態様や背景事情等の要因の配置と対応する各クラスターの特徴は、以下のとおりである。

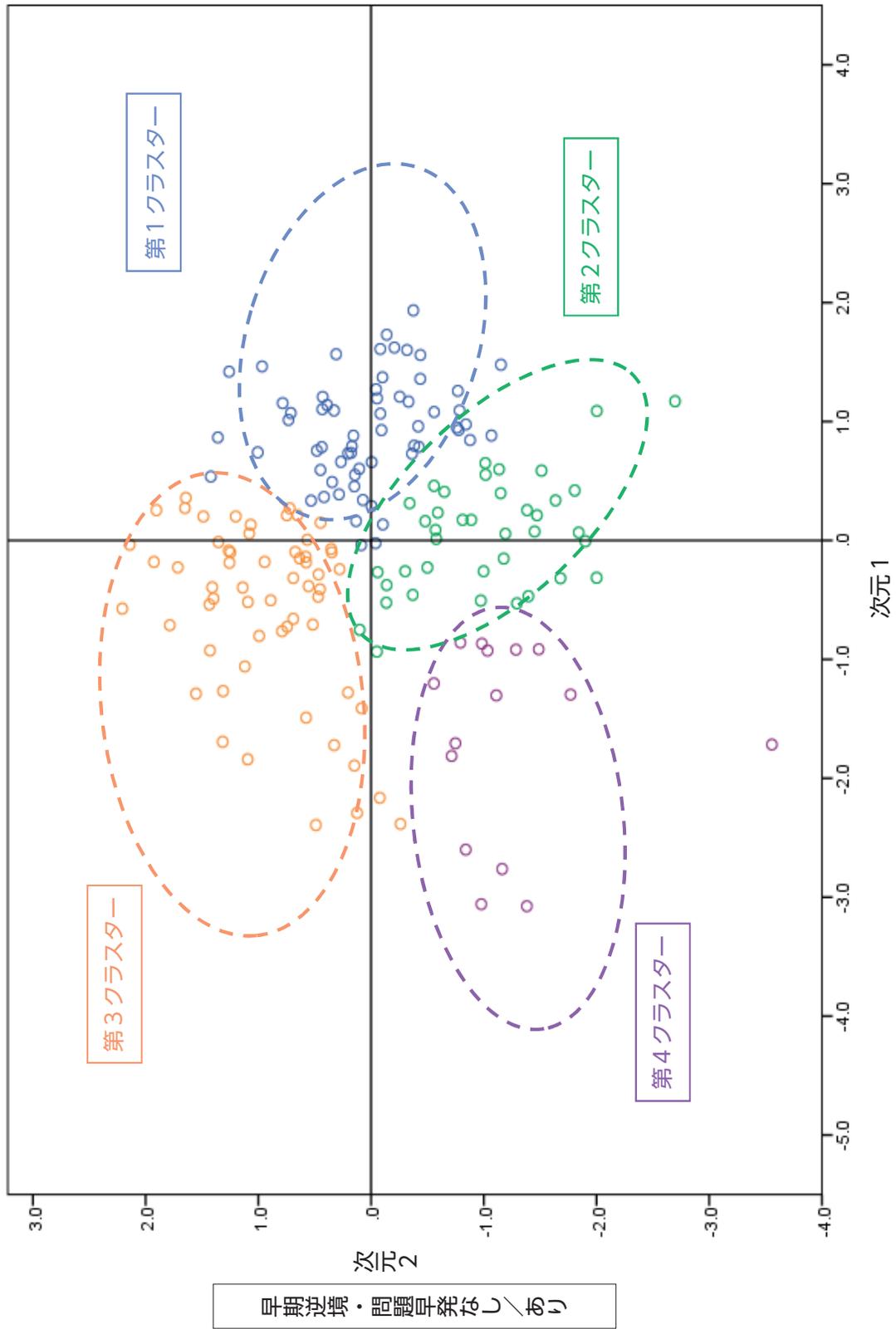
第1クラスターは、「家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力」次元の「家庭外・機会的暴力」により特徴付けられる要因を有する者のグループである。本件態様としては、被害者の言動や態度に立腹しての感情的な暴力行為等である、飲酒下や、公的な場所での犯行である、被害者と面識がない、凶器を使用しないで傷害や暴行・脅迫に及ぶといった特徴が見られる。背景事情としては、少年時に暴力団に加入した者から暴力団加入時に30歳以上であった者までが含まれ、年齢層も30歳代から50歳～64歳までと比較的幅広く、稼働歴が不安定、中学卒業以降の少年時に非暴力的な問題行動が見られるなどの点が特徴である。

第2クラスターは、「早期逆境・問題早発なし／あり」次元の「問題早発等あり」により特徴付けられる要因を有する者のグループである。本件態様としては、共犯者がいる、共犯者への追従や仲間内での制裁を動機としているといった特徴が見られる。背景事情としては、年齢層は29歳以下、家族の犯罪歴やアルコール・違法薬物問題、精神疾患、父親から母親へのDV、自身の被虐待経験など児童期の逆境要因を抱えている、小中学校といった早期から暴力行為を中心とする問題行動が見られるなどの点が特徴である。

(※6) クラスター分析とは、量的データを特性が類似したグループ（クラスター）に分類して識別することを目的とした探索的な分析手法である。中でも階層クラスター分析は、特性の近いものから順番にグループ化していく方法であり、本研究のように比較的サンプルサイズが小さい場合に使用される。

(※7) 本研究においては、多重対応分析により得られた暴力犯罪受刑者一人一人のオブジェクトスコア（第1次元及び第2次元の得点）を用いて、Ward法によりクラスター分析を行った。分析の結果、解釈可能性から4つのクラスター抽出が妥当であると判断した。

3-1-7図 暴力犯罪受刑者のクラスター分析の結果



家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力

注 法務総合研究所の調査による。

第3クラスターは、「早期逆境・問題早発なし／あり」次元の「問題早発等なし」により特徴付けられる要因を有する者のグループである。「家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力」次元の「家庭内・反復的暴力」により特徴付けられる要因を有する者も含まれる。本件態様としては、凶器を用いる、しらふで犯行に及ぶ、計画的な殺人・強盗など手段としての暴力を用いる、配偶者や交際相手（元配偶者や元交際相手を含む）を被害者とする痴情のもつれや異性関係、あるいは金銭的な利欲等を動機とするといった特徴が見られる。背景事情としては、年齢層は65歳以上の者を含む、中学校在学時や卒業後に特段の問題行動がない、高卒以上の学歴を有している、成人後の不安定な稼働歴がないなどの点が特徴である。

第4クラスターは、「家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力」次元の「家庭内・反復的暴力」により特徴付けられる要因を有する者のグループである。「早期逆境・問題早発なし／あり」次元の「問題早発等あり」により特徴付けられる要因を有する者も含まれる。本件態様としては、自らの子供または親などの親族を被害者とする虐待的な犯行等である、ストレスの解消を動機とする、日常的に暴力を振るう、最終的に死亡にまで至らしめるといった特徴が見られる。背景事情としては若年の女性であるなどの点が特徴である。

(4) 暴力犯罪での刑事処分回数と特性等による類型化

暴力犯罪の犯行態様や背景事情等の要因から、暴力犯罪受刑者は幾つかのグループに分類できることが分かったが、これらのグループを特徴付ける諸要因のうち、いずれが特に暴力犯罪により刑事処分を受けた回数の多寡と強く結びついている重要な要因なのかは上記分析からは判断できない。そこで、次に決定木 (Decision Tree) 分析^(※8)を用いて、暴力犯罪受刑者の犯行態様や背景事情等の特徴と暴力犯罪による刑事処分回数との関連について探索的に検討を行った^(※9)。

(※8) 決定木分析とは、多変量解析の手法の一つであり、独立変数と従属変数の関係に基づき、次々に複数のグループに分割していき、従属変数と最も関係しているのはどの独立変数なのかを明らかにするもので、ロジスティック回帰分析などの線形回帰と異なり複雑な交互作用 (特定のサブグループのみに見られる要因の関連性) を特定することができる。

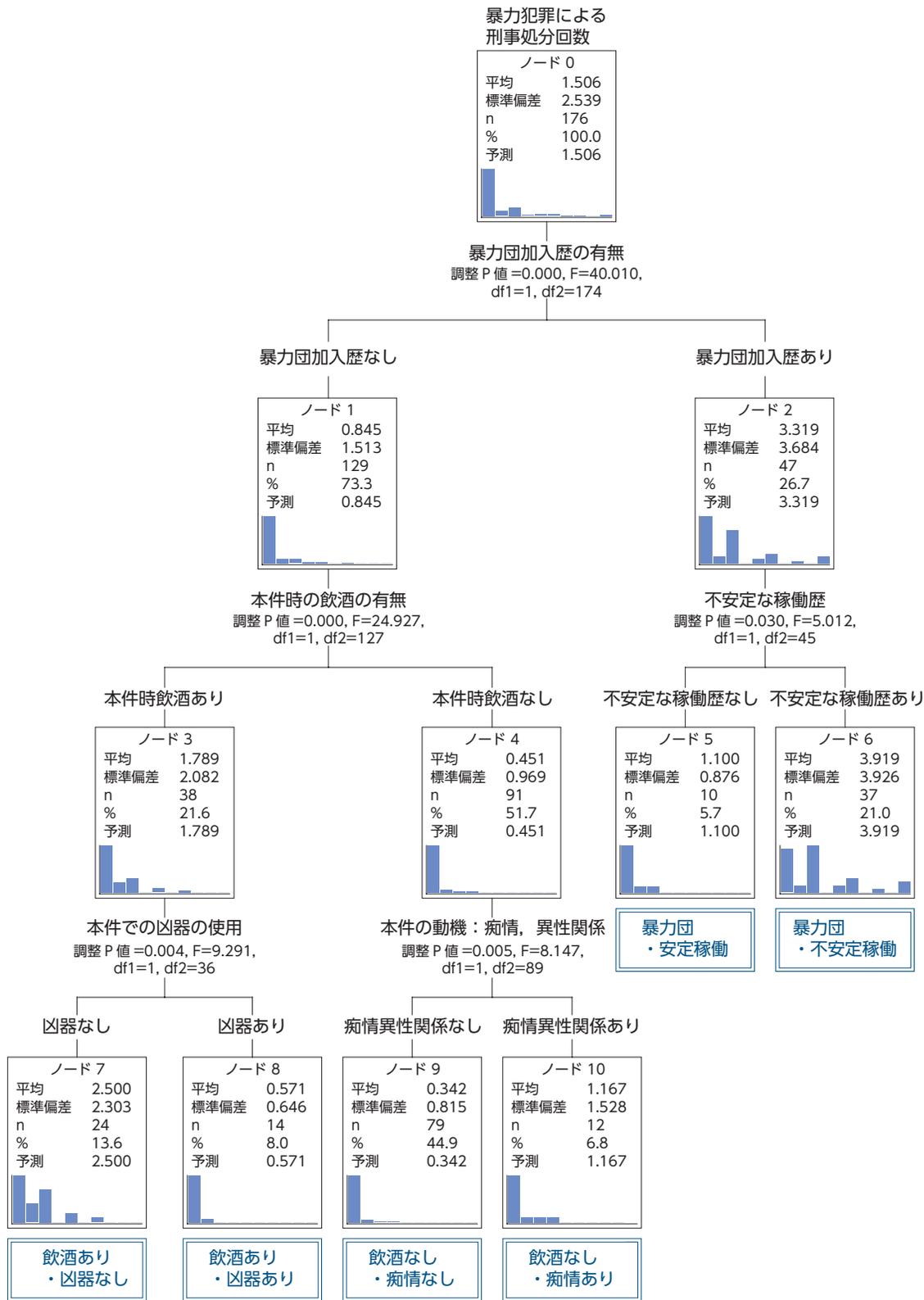
(※9) 本研究における決定木の構築には、Exhaustive CHAID を用いた。CHAID (Chi squared Automatic Interaction Detection) とはカイ二乗検定により目的変数と関連の強い要因を自動的に選択し、カテゴリを結合しながら複数のグループ (「ノード」という。) に分類して分岐させていく手法である。その修正版である Exhaustive CHAID では、網羅的にカテゴリの結合・分割を検討し、従属変数との関連性が最も強くなる分岐を探索するため、より多くの計算処理時間を要するものの、指定した分岐条件基準の下での最善の分岐が保証される。なお、本研究のように、量的データを従属変数とする場合、決定木の中でも「回帰木 (regression tree)」と呼ばれることがある。回帰木では、従属変数の平均の差が分岐後の子ノード間で大きくなるよう分岐していく。独立変数として多重対応分析と同じ30変数を投入し、分岐条件基準としてツリーの深さを最大3、最小ケース数を分岐前の親ノードは20、分岐後の子ノードは10とし、有意水準は両側5%として分析を行った。分析には、IBM SPSS Decision Trees18.0を使用した。

分析の結果は、3-1-8図のとおりである^(※10)。決定木分析においては、最初のデータ分割に使用された変数が最も強い影響力があると解釈されるが、分析の結果、暴力団加入歴の有無が暴力犯罪により刑事処分を受けた回数の多寡を分ける最初の要因として選択された。なお、元々の投入変数である暴力団加入時の年齢層による分岐はなく、全ての加入時年齢層が同一のグループに結合された。次いで、暴力団加入歴のあるグループは不安定な稼働歴の有無で分岐し、暴力団加入歴のないグループは本件時の飲酒の有無で分岐した。最後に、本件時の飲酒があるグループは本件時の凶器使用の有無で分岐し、本件時飲酒のないグループは痴情のもつれ・異性関係が犯行の動機であるかどうかで分岐した。最終的なグループ（「ターミナルノード」というが、本章では、以下「類型」という。）は計6つとなり、分岐条件から各類型を「暴力団・安定稼働」、「暴力団・不安定稼働」、「飲酒あり・凶器なし」、「飲酒あり・凶器あり」、「飲酒なし・痴情なし」、「飲酒なし・痴情あり」と命名した。暴力犯罪により刑事処分を受けた回数の平均は、「暴力団・不安定稼働」類型が最も多く、次いで「飲酒あり・凶器なし」類型、「飲酒なし・痴情あり」類型の順であった。

(※10) 本研究で構築した決定木の相対リスクの推定値は4.36であり、分析のサンプル全体を表すルートノードの標準偏差が2.54であったことから、決定木のノード内の分散は、サンプルの実測値の分散の32.4%を説明していた。また、決定木分析ではサンプル以外のデータへの当てはまりが悪くなる過適合の問題が生じる場合があるが、10分割での交差検証による相対リスクの推定値は5.32であり、再代入による相対リスク推定値4.36との差は比較的小さく、本分析の結果は本研究のサンプルに限らず一般化可能性があると考えられた。

3-1-8図

暴力犯罪受刑者の決定木分析の結果



注 法務総合研究所の調査による。

上記各類型と、本節（3）で分析したクラスター分析によるグループとの関係は、3-1-9表のとおりである。特に暴力犯罪により刑事処分を受けた回数が多かった類型について見ると、「暴力団・不安定稼働」類型及び「飲酒あり・凶器なし」類型は、いずれも約7割が「家庭外・機会的暴力」の要因を特徴とする第1クラスターに属していた。これに対し、「飲酒なし・痴情あり」類型は、75.0%が「問題早発等なし」及び「家庭内・反復的暴力」の要因を特徴とする第3クラスターに属していた。

3-1-9表

暴力犯罪受刑者の類型とクラスター分析によるグループとの関係

クラスター分析による暴力犯罪受刑者のグループ	決定木分析による暴力犯罪受刑者の類型					
	飲酒あり・凶器なし	飲酒あり・凶器あり	飲酒なし・痴情なし	飲酒なし・痴情あり	暴力団・安定稼働	暴力団・不安定稼働
第1クラスター	16 (66.7)	3 (21.4)	11 (13.9)	—	7 (70.0)	25 (67.6)
第2クラスター	5 (20.8)	4 (28.6)	18 (22.8)	3 (25.0)	1 (10.0)	8 (21.6)
第3クラスター	2 (8.3)	6 (42.9)	37 (46.8)	9 (75.0)	2 (20.0)	4 (10.8)
第4クラスター	1 (4.2)	1 (7.1)	13 (16.5)	—	—	—

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、各類型ごとのクラスター別構成比である。

(5) 類型による暴力犯罪受刑者の基本的属性及び心理的特徴

基本的な属性を類型別に一覧にしたものは、**3-1-10表**のとおりである^(※11)。特に暴力犯罪により刑事処分を受けた回数の多かった類型について見ると、「暴力団・不安定稼働」類型では40歳以上の者が73.0%を占めるのに対し、「飲酒あり・凶器なし」類型及び「飲酒なし・痴情あり」類型では39歳以下の者がそれぞれ50.0%、66.7%を占めた。また、「暴力団・不安定稼働」類型及び「飲酒あり・凶器なし」類型は入所度数5度以上の累入者がそれぞれ54.1%、29.2%を占める一方、「飲酒なし・痴情あり」類型は入所度数5度以上の累入者はおらず、入所度数1度の初入者が75.0%を占めた。さらに、「暴力団・不安定稼働」類型では、保護処分歴が有りの者が多く、65.7%を占め、教育程度も中学卒業以下の者が74.3%を占めた。なお、「暴力団・安定稼働」類型及び「暴力団・不安定稼働」類型は、過去の暴力団加入歴によりグループ化したものであるが、犯行時の暴力団加入状況で見ると、暴力団関係なしの者がそれぞれ40.0%、52.9%を占めた。

(※11) カイ2乗検定を行い、有意であった項目につき残差分析を行った。データ処理上、順序性のある変数でカテゴリ数が多すぎる場合には、隣接カテゴリを統合した上でカイ2乗検定を行い、同データ処理を経てなおクロス集計による各カテゴリの期待度数が5を下回るセルが全体の20%を超えていた場合は、カイ2乗検定は行わず、Fisherの正確確率検定を行った。

3-1-10表 暴力犯罪受刑者の類型別の属性等

属性等	区分	分	飲酒あり・凶器なし	飲酒あり・凶器あり	飲酒なし・痴情なし	飲酒なし・痴情あり	暴力団・安定稼働	暴力団・不安定稼働	χ ² 値
性別	男性	性	24 (100.0)	12 (85.7)	▽ 65 (82.3)	11 (91.7)	10 (100.0)	△ 37 (100.0)	13.84*
	女性	性	—	2 (14.3)	△ 14 (17.7)	1 (8.3)	—	▽ —	
年齢層	29歳以下	下	5 (20.8)	6 (42.9)	△ 33 (41.8)	2 (16.7)	2 (20.0)	▽ 2 (5.4)	20.19*
	30～39歳	歳	7 (29.2)	2 (14.3)	{ 16 (20.3)	6 (50.0)	2 (20.0)	{ 8 (21.6)	
	40～49歳	歳	7 (29.2)	2 (14.3)	{ 15 (19.0)	4 (33.3)	6 (60.0)	{ 10 (27.0)	
	50～64歳	歳	4 (16.7)	4 (28.6)	▽ 7 (8.9)	—	—	△ 11 (29.7)	
	65歳以上	上	1 (4.2)	—	8 (10.1)	—	—	6 (16.2)	
罪名	傷害	害	15 (62.5)	10 (71.4)	50 (63.3)	7 (58.3)	9 (90.0)	19 (51.4)	5.78
	暴行・脅迫	迫	3 (12.5)	1 (7.1)	8 (10.1)	2 (16.7)	—	7 (18.9)	
	殺人・強盗	盗	1 (4.2)	2 (14.3)	19 (24.1)	2 (16.7)	—	2 (5.4)	
	その他暴力犯罪	罪	5 (20.8)	1 (7.1)	2 (2.5)	1 (8.3)	1 (10.0)	9 (24.3)	
入所度数	1度	度	11 (45.8)	10 (71.4)	△ 62 (78.5)	9 (75.0)	4 (40.0)	▽ 5 (13.5)	48.70***
	2度	度	3 (12.5)	2 (14.3)	{ 10 (12.7)	1 (8.3)	1 (10.0)	{ 3 (8.1)	
	3度	度	2 (8.3)	2 (14.3)	▽ 3 (3.8)	1 (8.3)	2 (20.0)	△ 6 (16.2)	
	4度	度	1 (4.2)	—	2 (2.5)	1 (8.3)	1 (10.0)	3 (8.1)	
	5度以上	上	7 (29.2)	—	2 (2.5)	—	2 (20.0)	20 (54.1)	
暴力団加入状況	暴力団関係者	者	▽ —	—	—	—	△ 6 (60.0)	△ 16 (47.1)	73.51***
	暴力団関係なし	し	△ 24 (100.0)	14 (100.0)	△ 76 (100.0)	12 (100.0)	▽ 4 (40.0)	▽ 18 (52.9)	
精神状況	精神障害あり	り	3 (13.0)	2 (14.3)	13 (17.1)	1 (8.3)	1 (10.0)	1 (2.9)	4.63
	精神障害なし	し	20 (87.0)	12 (85.7)	63 (82.9)	11 (91.7)	9 (90.0)	33 (97.1)	
能力検査値	79以下	下	8 (34.8)	4 (28.6)	20 (27.0)	4 (33.3)	2 (22.2)	13 (37.1)	11.15
	80～89	89	8 (34.8)	4 (28.6)	24 (32.4)	1 (8.3)	3 (33.3)	9 (25.7)	
	90～99	99	3 (13.0)	5 (35.7)	16 (21.6)	6 (50.0)	3 (33.3)	8 (22.9)	
	100以上	上	4 (17.4)	1 (7.1)	14 (18.9)	1 (8.3)	1 (11.1)	5 (14.3)	

属性等区分	飲酒あり・凶器なし	飲酒あり・凶器あり	飲酒なし・痴情なし	飲酒なし・痴情あり	暴力団・安定稼働	暴力団・不安定稼働	χ ² 値
居住状況	21 (87.5)	14 (100.0)	66 (86.8)	10 (83.3)	10 (100.0)	31 (88.6)	3.75
居住状況	3 (12.5)	—	10 (13.2)	2 (16.7)	—	4 (11.4)	
就労状況	15 (62.5)	▽ 3 (21.4)	52 (65.8)	6 (50.0)	3 (30.0)	24 (66.7)	14.55*
就労状況	9 (37.5)	△ 11 (78.6)	27 (34.2)	6 (50.0)	7 (70.0)	12 (33.3)	
教育程度	13 (54.2)	3 (21.4)	▽ { 16 (21.1)	4 (33.3)	△ { 6 (60.0)	△ { 26 (74.3)	25.54***
教育程度	7 (29.2)	4 (28.6)	{ 24 (31.6)	2 (16.7)	{ 4 (40.0)	{ 5 (14.3)	
教育程度	1 (4.2)	6 (42.9)	{ 25 (32.9)	4 (33.3)	▽ { —	▽ { 4 (11.4)	
教育程度	3 (12.5)	1 (7.1)	△ { 11 (14.5)	2 (16.7)	—	—	
婚姻状況	12 (50.0)	6 (42.9)	35 (46.1)	5 (41.7)	2 (20.0)	9 (25.7)	9.19
婚姻状況	3 (12.5)	2 (14.3)	17 (22.4)	3 (25.0)	4 (40.0)	9 (25.7)	
婚姻状況	9 (37.5)	6 (42.9)	24 (31.6)	4 (33.3)	4 (40.0)	17 (48.6)	
保護処分	11 (45.8)	5 (35.7)	▽ 18 (23.7)	2 (16.7)	5 (50.0)	△ 23 (65.7)	21.71**
保護処分	13 (54.2)	9 (64.3)	△ 58 (76.3)	10 (83.3)	5 (50.0)	▽ 12 (34.3)	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答の者を除く。

3 入所時の年齢による。

4 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に加入していた者及びこれに準ずる者をいう。

5 「精神状況」は、入所時の精神診断による。ただし、精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。

6 「能力検査値」は、入所時の知能指数による。ただし、検査不能の場合又は検査を実施しなかった場合を除く。

7 「居住状況」は犯行時による。ただし、来日外国人及び居住地が不詳の者を除く。

8 「就労状況」は犯行時による。ただし、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。

9 「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。ただし、教育程度が不詳の者を除く。

10 「教育程度」の「高校中退」は高校在学(1名)を含む。また、「大学進学」は大学在学、大学中退及び大学卒業をいう。

11 「婚姻状況」は、犯行時による。ただし、婚姻状況が不詳の者を除く。

12 ***は $p < .001$, **は $p < .01$, *は $p < .05$ を示す。また、 χ^2 検定による漸近有意確率である。なお、「性別」、「年齢層」、「暴力団加入状況」、「精神状況」、「能力検査値」、「居住状況」、「教育程度」及び「婚姻状況」について、Fisherの直接法による正確有意確率は、それぞれ、 $p < .01$, $p < .05$, $p < .001$, $p = .399$, $p = .785$, $p = .668$, $p < .001$ 及び $p = .494$ であった。

13 △は残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いことを、▽は少ないことを示す($p < .05$)。なお、「年齢層」、「罪名」、「年齢層」、「入所度数」及び「教育程度」については、カテゴリを再編成した上で実施した。

14 ()内は、それぞれの類型の総数に占める構成比である。

質問紙調査により把握した心理的特徴を、類型別に一覧にしたものは、**3-1-11表**のとおりである^(※12)。「暴力団・不安定稼働」類型では、攻撃性の「全攻撃性」及び下位尺度のうち「短気」、「身体的攻撃」の平均値が「飲酒なし・痴情なし」類型より高かった。また、「暴力団・不安定稼働」類型及び「飲酒あり・凶器なし」類型のアルコール使用障害リスクの平均値が「飲酒なし・痴情なし」類型及び「飲酒なし・痴情あり」類型より高く、「飲酒あり・凶器あり」類型のアルコール使用障害リスクの平均値が「飲酒なし・痴情なし」類型より高かった。アルコール使用障害リスクを測定する AUDIT については、国際的な基準では16点以上の場合に危険で有害な飲酒があるとされ、特に20点以上の場合にはアルコール依存症の診断的評価と治療のため専門家の紹介が必要であるとされるが、「暴力団・不安定稼働」、「飲酒あり・凶器なし」、「飲酒あり・凶器あり」の各類型における16点以上の者の占める比率はそれぞれ58.3%、68.2%、53.8%、20点以上の者の占める比率はそれぞれ52.8%、54.5%、30.8%であった。基本的性格傾向及び社会的自己制御については、類型間での有意な差は認められなかった。

なお、身柄拘束前の1年間で違法薬物等を使用したと回答した者の割合は、「暴力団・不安定稼働」類型（45.9%）が「飲酒あり・凶器なし」類型（16.7%）と比べて高く、「飲酒なし・痴情あり」類型では違法薬物等を使用した者はいなかった。また、これら違法薬物等を使用した「暴力団・不安定稼働」類型の者のうち、薬物乱用重症度が相当程度高く、集中治療が必要なレベルであるとされる者（DAST20得点11点以上）は4割以上を占めた。

(※12) 本研究においては、等分散性を仮定せず、Welch の補正による一元配置の分散分析を行い、有意であった項目につき Bonfferoni の方法により多重比較を行った。

3-1-11表 暴力犯罪受刑者の類型別の心理的特徴

項目	A：飲酒あり・凶器なし		B：飲酒あり・凶器あり		C：飲酒なし・痴情なし		D：飲酒なし・痴情あり		E：暴力団・安定稼働		F：暴力団・不安定稼働		F値
	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	平均(標準偏差)	人員	
パーソナリティ特性													
外向性	8.75 (2.31)	24	8.69 (2.95)	13	8.87 (2.53)	79	7.92 (2.87)	12	10.90 (2.38)	10	8.47 (2.88)	36	$F(5,38.33) = 1.76$
協調性	10.25 (1.94)	24	10.00 (2.04)	14	9.73 (2.31)	79	10.00 (2.09)	12	10.50 (2.01)	10	9.03 (2.31)	35	$F(5,40.05) = 1.26$
勤勉性	8.21 (1.72)	24	7.69 (1.89)	13	7.82 (2.24)	79	8.92 (1.00)	12	9.20 (2.82)	10	7.51 (2.33)	35	$F(5,41.06) = 2.55^*$
神経症傾向	8.70 (2.22)	23	8.57 (2.74)	14	7.95 (2.59)	78	7.67 (3.06)	12	7.44 (2.92)	9	8.74 (2.03)	35	$F(5,36.72) = 0.98$
開放性	8.96 (2.03)	23	9.00 (1.71)	14	9.11 (2.18)	79	9.00 (2.76)	12	10.20 (2.20)	10	8.06 (2.46)	33	$F(5,39.09) = 1.49$
BIS/BAS													
BIS(行動抑制系)	21.35 (4.22)	23	20.50 (4.09)	14	19.23 (4.86)	79	19.08 (4.06)	12	19.50 (3.98)	10	19.14 (3.91)	37	$F(5,40.06) = 1.09$
BAS(行動賦活系)	39.91 (7.04)	23	36.71 (5.50)	14	37.78 (6.23)	79	36.58 (6.95)	12	42.00 (7.69)	10	36.76 (7.06)	33	$F(5,38.50) = 1.25$
BAS(駆動)	12.67 (2.70)	24	11.21 (3.12)	14	11.75 (2.48)	79	11.92 (2.81)	12	13.30 (2.83)	10	11.14 (2.77)	36	$F(5,38.43) = 1.48$
BAS(報酬反応性)	15.96 (2.65)	23	14.86 (2.18)	14	15.46 (2.72)	79	14.67 (3.03)	12	17.10 (2.64)	10	15.32 (2.92)	34	$F(5,39.34) = 1.24$
BAS(刺激探求)	11.00 (2.83)	24	10.64 (1.50)	14	10.58 (2.36)	79	10.00 (2.04)	12	11.60 (3.03)	10	10.43 (2.86)	35	$F(5,40.23) = 0.52$
攻撃性													
全攻撃性	63.75 (12.56)	24	65.71 (9.37)	14	61.60 (13.67)	75	62.08 (7.33)	12	70.80 (15.10)	10	72.34 (11.31)	35	$F(5,41.48) = 4.34^{**}$ $F > C$
短気	15.13 (5.10)	24	16.14 (3.90)	14	13.43 (4.68)	79	13.83 (2.62)	12	17.00 (5.48)	10	17.92 (3.95)	36	$F(5,40.79) = 6.27^{***}$ $F > C$
敵意	17.54 (4.22)	24	17.71 (3.05)	14	17.31 (4.24)	77	17.50 (2.81)	12	18.30 (2.75)	10	18.39 (4.42)	36	$F(5,42.41) = 0.39$
身体的攻撃	15.88 (5.68)	24	16.29 (4.83)	14	15.60 (5.62)	78	15.58 (3.03)	12	18.50 (5.62)	10	20.00 (5.03)	35	$F(5,41.24) = 4.00^{**}$ $F > C$
言語的攻撃	15.21 (2.78)	24	15.57 (3.48)	14	15.47 (3.43)	78	15.17 (3.41)	12	17.00 (3.56)	10	16.28 (3.42)	36	$F(5,39.31) = 0.69$
社会的自己制御													
自己主張	44.70 (7.83)	23	43.43 (9.84)	14	44.82 (8.08)	77	42.17 (6.95)	12	46.70 (7.35)	10	43.40 (9.33)	35	$F(5,39.49) = 0.56$
持続的対処・根気	29.04 (4.87)	24	26.71 (4.75)	14	27.24 (5.19)	79	28.42 (4.94)	12	28.80 (6.20)	10	24.97 (5.83)	37	$F(5,39.38) = 1.94$
感情・欲求抑制	33.17 (6.40)	24	32.21 (6.04)	14	33.58 (6.17)	78	32.83 (5.37)	12	32.70 (5.31)	10	30.16 (6.30)	37	$F(5,40.09) = 1.46$
WHO-AUDIT	19.77 (10.23)	22	16.15 (7.72)	13	7.53 (7.26)	74	5.92 (5.81)	12	13.50 (12.39)	10	18.31 (11.23)	36	$F(5,37.92) = 11.75^{***}$ $F > C, F > D,$ $A > C, A > D,$ $B > C$

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。***は $p < .01$, **は $p < .05$ を示す。
 3 ***は $p < .001$, **は $p < .01$, *は $p < .05$ を示す。

4 調査結果のまとめ

前項までは、暴力犯罪受刑者に対する特別調査の結果を説明した。この項では、調査結果を通じて示唆される暴力犯罪受刑者の特性等や処遇上のニーズについて考察を加える。

(1) 暴力犯罪受刑者と他罪種の受刑者との比較

基本的属性については、暴力犯罪受刑者は他罪種の受刑者に比べ、累入者が少なかったことから、以下の罪種間の比較においては、この点に留意しつつ見ていく必要がある。

心理的特徴について調査したところ、男女とも、暴力犯罪受刑者は他罪種の受刑者に比べ、新しい経験を好み、自らの欲するものを得るため積極的な動きをするといった性格傾向が見られた。また、男性の暴力犯罪受刑者は他罪種の受刑者に比べ、人付き合いを好む一方、自己主張が強く協調性に欠け、短気で言動は攻撃的であり、問題飲酒のリスクも高い傾向が見られた。加えて、男性の暴力犯罪受刑者の4分の1は身柄拘束前1年間に違法薬物等を使用しており、医療的介入を要する重症度の者も一定数見られた。

基本的性格傾向については、個人のパーソナリティを捉える枠組みであるBig Fiveのうち特に協調性の低さが他者への攻撃と比較的強い関連性を有することがメタ分析^(※13)によって明らかにされているが(Jonesら, 2011)、本研究においても、男性の暴力犯罪受刑者では他の罪種の者に比べて協調性が低かった。また、神経症傾向の高さや勤勉性の低さについては、協調性の低さとともに他者への攻撃との関連性が指摘されているものの、協調性の低さに比べて関連性が弱いこと、他者への攻撃だけでなく他の反社会的行動との関連があることも指摘されている。これを踏まえると、本研究は暴力犯罪受刑者との比較対象が窃盗や覚せい剤取締法違反といういずれも反社会的行動に及んだ受刑者であることから、罪種間の差異として現れなかった可能性も考えられる。暴力犯罪受刑者と窃盗事犯受刑者との間に見られた開放性やBAS(駆動)の差異については、先行研究において必ずしも一貫して攻撃等との関連が指摘されている要因ではなく、女性においては窃盗事犯者と覚せい剤事犯受刑者との間でも差が見られたことなども勘案すると、我が国の窃盗事犯者固有の特性や性差等を考慮した更なる分析の必要性が示唆される。

男性において、暴力犯罪受刑者が他の罪種に比べて高い攻撃性を示したことは、他害行為に

(※13) 研究論文のレビュー方法の一つであり、個々の研究の特徴をコード化した上、各研究の結果を効果量(effect size)に変換してこれを従属変数とし、独立変数となる特徴との関係を量的に明らかにするものであり、多くの先行研究の知見を総合することができる。

より定義される暴力犯罪の性質上、極めて妥当な結果であるといえる。他方、女性において、暴力犯罪受刑者と他の罪種に攻撃性の差異が見られなかった点は、同じ暴力犯罪者であっても女性では8割以上が暴力犯罪での刑事処分回数の少ない類型に属するのに対し、男性ではその割合は約4割にとどまることから、そうした差異が結果に影響した可能性がある。怒りという攻撃性の感情的な面が暴力に関連すること（Birkley & Eckhardt, 2015 ; Chereji ら, 2012）、暴力犯罪者の再犯防止において怒りのコントロールが重要な介入要素の一つであること（Jolliffe & Farrington, 2007）は諸外国のメタ分析でも指摘されているが、男性の暴力犯罪受刑者は他の罪種の者に比べて攻撃性の下位尺度のうち短気の得点が高いという本研究の結果は、我が国においても同様の傾向が見られることを確認したものと見える。また、攻撃性の下位尺度のうち身体的攻撃を構成する項目を見ると、暴力もやむを得ないなど、いわゆる暴力肯定的な認知に関する項目を含んでおり、男性の暴力犯罪受刑者が他の罪種に比べて同下位尺度の得点が高かったことは、攻撃性の認知的側面での問題を示唆するものといえ、攻撃や暴力的な行動において認知の果たす役割の重要性を強調する先行研究の指摘と一致する結果であると考えられる（Gilbert ら, 2015 ; Chereji ら, 2012）。なお、先行研究において怒りと同じく暴力と関連するとされる敵意につき、本研究では、攻撃性の下位尺度のうち敵意のみで男性の暴力犯罪受刑者と他罪種の者との間で差が見られなかった。この点につき、同下位尺度を構成する項目を見ると、他者から嫌われているなど、いわゆる被害的な認知に関する項目を幅広く含んでおり、他の攻撃や暴力と直接的に結びつく項目とは若干の性質の差異があること、比較対象のうち男性の窃盗事犯受刑者の敵意が特に高かったことが結果に影響した可能性がある。実際に、本研究と同じBAQを暴力犯罪者に実施し、下位尺度の相関を調べた研究において、怒りや言語的攻撃は身体的攻撃と極めて高い相関を示すのに対し、敵意と身体的攻撃の相関は相対的に弱いものであったことが報告されている（Pettersen ら, 2018）。

アルコール使用障害のリスクについては、飲酒と暴力の関係が諸外国の様々な先行研究で明らかにされている（Foran ら, 2008 ; Haggard-Grann ら, 2005）。我が国の受刑者を対象とした研究部報告43「飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究」（法務総合研究所, 2010）においても、入所前の生活での飲酒量・頻度が多い者ほど家族や家族以外の者への暴力の経験が多いこと、本件が殺人、傷害、暴行等の受刑者は本件がその他の罪名の者と比べ本件時に飲酒していた者の割合が高く、これらの者において刑事施設収容前の生活における多量飲酒者が4割以上を占めることが示されている。本研究では、さらに一歩進んで、アルコール使用障害の医療分野で用いられる標準的ツールを用いて飲酒の問題性を把握した。

なお、一般的に多量飲酒者は多量飲酒者以外に比べて入所度数の平均が高いことを踏まえると（法務総合研究所，2010），初入者を多く含む本研究の暴力犯罪受刑者において，男性の暴力犯罪受刑者が他の罪種の者よりアルコール使用障害のリスク得点が高かったという本研究の結果は，暴力犯罪受刑者における問題飲酒の重要性をより明確に浮き彫りしたものと言える。また，男性の暴力犯罪受刑者の中に少なくない過去1年以内の違法薬物の使用者，中でも相当程度乱用の重症な者が含まれていたことは，アンフェタミン等違法薬物の多量使用が暴力のリスクを高めたとする先行研究の結果とも整合する（Haggard-Grannら，2005）。

以上から，特に男性の暴力犯罪受刑者の処遇においては，攻撃性の感情的・認知的側面につき，怒りのコントロールや暴力肯定的認知の変容を通じて改善を図りつつ，対人接触を好みつつ協調性に欠けるといふ基本的性格傾向に由来した他者とのトラブルを回避できるよう，適切な自己主張のスキル等を身に付けさせることが特に重要であると考えられる。また，アルコール使用障害や薬物依存症への対応も視野に入れ，問題飲酒及び薬物乱用の重症度を把握することも有効であろう。

（2）暴力犯罪受刑者の類型別の比較

暴力犯罪受刑者の犯行態様や背景事情等について調査したところ，暴力犯罪受刑者はこれら要因に基づく幾つかのグループに分かれた。諸外国の先行研究においても，暴力犯罪者は一様な存在でなく，類型により処遇の要点等が異なってくることを指摘している（Serinら，2000）。暴力犯罪者の分類に関連する理論として，他者への攻撃を，感情や衝動による反応的（reactive）で表出的（expressive）なものか，相手を傷付けること自体をゴールとせず目的達成の手段として用いる道具的（instrumental）なものかに大別する論があるが（McGuire，2008），本研究においても，特に「家庭外・機会的暴力」により特徴付けられる要因を有する者のグループ（第1クラスター）が表出的な攻撃に，「問題早発等なし」により特徴付けられる要因を有する者のグループ（第3クラスター）が道具的な攻撃にそれぞれ対応するような犯行態様を示し，両グループが異質のものとして識別された。

また，本研究において，「問題早発等あり」により特徴付けられる要因を有する者のグループ（第2クラスター）は，上記の表出的な攻撃に対応する犯行態様を示すようなグループ（第1クラスター）とは別のグループに分かれた点も注目すべきである。第1クラスターは，後述する暴力犯罪による刑事処分回数の多い類型に対応しており，第2クラスターがこれと異質のものとして識別されたという本研究の結果からは，小中学校という早期から粗暴・非粗暴な問題行

動を行ってきた者が、成人後に、必ずしも暴力犯罪による刑事処分の常習者となるわけではないことが示唆される。ただし、虐待等の早期逆境体験については、刑事施設から得られた情報に基づき分析しており、相対的に中高年の者が多くを占めるグループでは想起バイアスが生じている可能性もあることは注意を要する。

さらに、「家庭内・反復的暴力」により特徴付けられる要因を有する者のグループ（第4クラスター）に「問題早発等あり」により特徴付けられる要因を有する者も含まれたことは、被害者の死亡等を伴う児童虐待事件の受刑者において、18歳までの自身の被虐待など重度の逆境経験等を有する者が7割以上存在したとする先行研究（黒田ら，2018）の知見と符合するものといえる。

次に、暴力犯罪による刑事処分回数と暴力犯罪者の類型及びその心理的特徴について調査した結果、最も影響力の大きい要因は加入の時期や離脱の有無を問わない暴力団加入歴であった。また、その中でも、他に生計を維持するための職業を持ち、稼働する者は刑事処分回数が少なかった。近年、暴力団離脱者への多機関連携による就労支援等が行われているが（平成29年版犯罪白書）、本研究の結果はその必要性を裏付けるものと言える。諸外国の先行研究の中には、ギャング構成員は非構成員に比べ、受刑中の介入プログラムを受けない場合での出所後の暴力犯罪の再犯率が高く、介入プログラムを受けた場合の暴力犯罪の再犯率がより大きく減少するといった結果も見られるものの（Placidoら，2006）、一口にギャングと言っても、特定犯罪に専門化しないストリートギャングから、構成員を規律でコントロールし、これに従わない行動に制裁を加える組織的犯罪集団までその性質は多様であり（Decker & Pyrooz, 2013）、暴力団加入歴と再犯等との関係については、今後我が国固有の性質も踏まえ更なる調査研究を行っていく必要がある。

また、問題飲酒と暴力犯罪の関係については、飲酒下、殺人、傷害、暴行等の犯行に及んだ者は、非飲酒下で犯行に及んだ者に比べ、直近の前科に係る罪名が同種の粗暴事犯である者が多いことがこれまでも指摘されているが（法務総合研究所，2010）、本研究では、直近の同種前科の有無にとどまらず、過去全ての暴力犯罪により刑事処分を受けた回数という連続的な指標で「飲酒あり・凶器なし」類型を中心に、飲酒の問題を抱えた暴力犯罪者が暴力犯罪を繰り返していることを示した。特に、暴力犯罪により刑事処分を受けた回数の多い「暴力団・不安定稼働」類型及び「飲酒あり・凶器なし」類型で、重症度の高い問題飲酒者が相当な割合を占めた点は、刑事施設での処遇を考える上で大きな意味を持つ。また、過去1年以内の違法薬物の使用者が「暴力団・不安定稼働」類型で半数近いのに対し、次に暴力犯罪による刑事処分回

数の多い「飲酒あり・凶器なし」類型では2割に満たないことは、暴力犯罪と違法薬物使用の関連が単純なものではなく、暴力団加入歴が媒介要因として作用している可能性を示唆する。入所受刑者のうち、罪名が覚せい剤取締法違反の者が、暴力団関係者では過半数を占め、非関係者では4人に1人であるのに比べて大幅に高いこと（平成30年版犯罪白書）からうかがわれるように、我が国において暴力団と覚せい剤の間には密接な関連がある。前回罪名が傷害・暴行である再入受刑者の再入罪名で、覚せい剤取締法違反が一定の割合を占めること（2-3-18 図参照）を勘案すると、「暴力団・不安定稼働」類型の者のうち、薬物乱用の重症度が高いと認められる者については、暴力犯罪のみならず、覚せい剤取締法違反等の再犯を防止するための指導等についても併せて実施することが有益であろう。

さらに、同じく暴力犯罪による刑事処分回数が多い類型でも、「飲酒なし・痴情あり」類型は、「暴力団・不安定稼働」類型及び「飲酒あり・凶器なし」類型と異なり、他の類型との間で攻撃性の感情的・認知的な側面や問題飲酒について有意差が見出されなかった。この結果から、「飲酒なし・痴情あり」類型には、今回調査した特性等以外の処遇ニーズに関わる特性等があることが示唆される。なお、本研究で調査した攻撃性は、その対象を限定していない。一方、配偶者暴力防止法違反により入所した受刑者を対象とした調査では、本件DV行為に関して、治療を要するような暴力被害の存在と被害者のみに問題があると考ええる意識には有意な関連があることが示されている（法務総合研究所，2008）。また、親密な相手に対する暴力（Intimate Partner Violence：IPV）に及ぶ犯罪者では、被害者を責める傾向が自尊心の低さや抑うつ症状の影響を受けていることや（Lilaら，2013）、抑うつなどの負の感情の高さが暴力に関連することが先行研究で指摘されており（Birkley & Eckhardt，2015）、これらの点も踏まえると、今後は、DV等の（元）親密な相手への暴力に及ぶ者について、全般的な攻撃性の感情面・認知面や精神障害の有無のみならず、親密な人間関係で生じる暴力固有の認知とそれに影響を与える抑うつ症状等の要因についてさらに調査し、処遇ニーズに関わる特性等を明らかにしていくことが望まれる。

一方、本研究では幾つかの点に留意が必要である。第一に、類型のうち暴力犯罪による刑事処分回数が最も少なかった「飲酒なし・痴情なし」類型が、暴力犯罪受刑者全体の4割以上を占めていた。これは、問題性の比較的軽いと考えられる類型に当てはまる受刑者が多数を占める一方、上述のような特別な介入のニーズを持った類型に当てはまる受刑者は比較的少数であるということであり、裏を返せば処遇プログラム等による介入に当たり、特に受講が必要な受刑者の見極めが重要であることを物語っている。第二に、こうした類型間の差異は、あくまで

暴力犯罪受刑者内でのものであるという点である。例えば、3-1-11表に示した「飲酒なし・痴情なし」類型の攻撃性の下位尺度のうち身体的攻撃は、「暴力団・不安定稼働」類型に比べれば低いものの、窃盗事犯受刑者の身体的攻撃よりも高い。他の罪種と比較したベースとして暴力犯罪受刑者の特徴があり、その中のサブタイプとして、これまで述べてきたような様々な心理的特徴があることを忘れてはならず、怒りのコントロールや認知スキルのトレーニングが広く暴力犯罪者全体への介入の要素として効果的であることを示すメタ分析があることも、十分踏まえておくべきであろう (Jolliffe & Farrington, 2007)。第三に、本研究の限界として、今回の類型はあくまで過去の刑事処分回数の多寡に基づき分析を行っている点である。過去の刑事処分は、出所後の再犯リスクに関わる一つの要因ではあるが、将来的には、前向きな追跡調査により再犯の有無と諸要因との関係を検証することが望ましい。

(3) 小括

以上のとおり、本研究により、暴力犯罪受刑者は他の罪種の者と異なる特徴を有しており、かつ、暴力犯罪受刑者も一様な存在でなく、類型に応じて介入すべき心理的特徴に差異があることが明らかになった。我が国の刑事施設で実施されている暴力犯罪受刑者に対する介入プログラム（詳細は第4章参照）において、類型ごとの暴力犯罪受刑者の特徴に応じて、いかに介入の力点を調整していくかという点や、あるいは同プログラム外でいかに暴力団離脱者に対する就労支援を行い、アルコール使用障害や薬物依存症の治療につなげるかといった点が、処遇の効果を高め、再犯防止に資するための鍵となると考えられる。

第2節 暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の特性等に関する調査

1 調査対象者及び方法

全国の保護観察所（50庁）において、平成25年中に保護観察を終了した保護観察付全部執行猶予者のうち、本件処分に係る刑の主たる罪名が傷害，暴行，脅迫，殺人，強盗等である者（以下、「暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者」という。）について、犯行の態様や保護観察終了時の状況等の情報につき、保護観察官が事件記録に基づいて記入する方法により調査した。また、保護観察を終了した事由が死亡による場合（19人）は、分析から除外した。

以上の結果、暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者439人（男性400人，女性39人）が本研究における分析の対象となった。

2 調査内容

調査対象者について、保護観察所において把握している情報のうち、罪名，保護観察開始時の精神状況・居住状況・就労状況，教育程度，本件時の婚姻状況等の基本的属性，類型別処遇（第4章第2節参照）における類型「家庭内暴力」の認定の有無，本件時の状況や非行歴（調査項目の詳細は3-2-3表を参照），保護観察を終了した事由及び保護観察期間中の再犯の有無等について調査した。さらに、保護観察開始以前の暴力犯罪等に係る刑事処分歴について、法務総合研究所職員により、刑事確定記録等を参照し、調査票にデータを入力する方法で調査した。

3 調査の結果

調査の結果については、以下のとおりである。

(1) 暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の基本的属性

分析対象者の年齢層及び罪名を男女別に見たものは3-2-1表のとおりである。分析対象者全体の保護観察に付された日の年齢は19歳から78歳であり、平均年齢について男性は37.4歳，女性は34.9歳であった。年齢層については、男女共に29歳以下の年齢層が約4割を占める一方，男性では，女性に比して50歳以上64歳以下及び65歳以上の年齢層が多い。罪名については，男女共に傷害が過半数を占めているが，男性では次いで強盗が多いのに対し，女性では次いで殺人が多く，女性全体の2割以上を占めている。

3-2-1表 調査対象者の年齢層・罪名別人員（男女別）

属性等	区分	総数	男性	女性
年齢層	29歳以下	174 (39.6)	159 (39.8)	15 (38.5)
	30～39歳	93 (21.2)	83 (20.8)	10 (25.6)
	40～49歳	79 (18.0)	69 (17.3)	10 (25.6)
	50～64歳	73 (16.6)	69 (17.3)	4 (10.3)
	65歳以上	20 (4.6)	20 (5.0)	—
罪名	公務執行妨害	23 (5.2)	23 (5.8)	—
	殺人	23 (5.2)	14 (3.5)	9 (23.1)
	傷害	252 (57.4)	232 (58.0)	20 (51.3)
	暴行	32 (7.3)	30 (7.5)	2 (5.1)
	脅迫	19 (4.3)	17 (4.3)	2 (5.1)
	強盗	48 (10.9)	43 (10.8)	5 (12.8)
	暴力行為等処罰法	29 (6.6)	28 (7.0)	1 (2.6)
	その他暴力犯罪	13 (3.0)	13 (3.3)	—

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 () 内は、それぞれの区分における構成比である。

保護観察終了事由等について、再犯若しくは遵守事項違反により保護観察付全部執行猶予を取り消され（余罪による場合を除く。）、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者（以下、「取消・再処分ありの者」という。）は127人（28.9%）、これらに該当しない者（以下、「取消・再処分なしの者」という。）は312人（71.1%）であった。

属性等を取消・再処分の有無別に一覧にしたものは、**3-2-2表**のとおりである^(※1)。特に取消・再処分ありの者と取消・再処分なしの者との間に有意な差が認められた項目として、取消・再処分ありの者では、保護観察開始時までの薬物使用「該当あり」、本件時以外の問題飲酒「あり」、類型「家庭内暴力(DV)」は「認定あり」の者の占める割合が高く、保護処分歴、暴力非行での保護処分歴、過去の保護処分取消歴という非行歴の項目ではいずれも該当なしの者の占める割合が低かった。他方、前科に関する項目では、取消・再処分ありの者と取消・再処分なしの者との間に顕著な差は見られなかった。

(※1) カイ2乗検定を行い、有意であった項目につき残差分析を行った。

3-2-2表

調査対象者の属性等（取消・再処分の有無別）

① 属性等

属性等区分	取消・再処分あり	取消・再処分なし	χ^2 値
性別	男性 119 (93.7) 女性 8 (6.3)	男性 281 (90.1) 女性 31 (9.9)	1.47
年齢層	29歳以下 54 (42.5) 30～39歳 29 (22.8) 40～49歳 21 (16.5) 50～64歳 16 (12.6) 65歳以上 7 (5.5)	29歳以下 120 (38.5) 30～39歳 64 (20.5) 40～49歳 58 (18.6) 50～64歳 57 (18.3) 65歳以上 13 (4.2)	2.92
罪名	傷害・暴行人 90 (70.9) 殺 人 4 (3.1) 強 盗 13 (10.2) その他の暴力犯罪 20 (15.7)	傷害・暴行人 194 (62.2) 殺 人 19 (6.1) 強 盗 35 (11.2) その他の暴力犯罪 64 (20.5)	3.69
不良集団	暴力団 8 (6.5) 地域不良集団等 9 (7.3) 不良集団関係なし 106 (86.2)	暴力団 25 (8.3) 地域不良集団等 25 (8.3) 不良集団関係なし 253 (83.5)	0.51
薬物使用	薬物使用あり △ 27 (21.4) 薬物使用なし ▽ 99 (78.6)	薬物使用あり ▽ 32 (10.3) 薬物使用なし △ 280 (89.7)	9.61**
精神状況	精神障害あり 27 (22.1) 精神障害なし 95 (77.9)	精神障害あり 68 (22.6) 精神障害なし 233 (77.4)	0.01
居住状況	単身居住 39 (30.7) 配偶者・親族と同居 78 (61.4) 更生保護施設等・その他 10 (7.9)	単身居住 84 (26.9) 配偶者・親族と同居 202 (64.7) 更生保護施設等・その他 26 (8.3)	0.64
就労状況	有 職 等 57 (46.3) 無 職 66 (53.7)	有 職 等 153 (50.0) 無 職 153 (50.0)	0.47
教育程度	中学卒業等 50 (39.7) 高校中退 39 (31.0) 高校卒業 30 (23.8) 大学進学 7 (5.6)	中学卒業等 102 (32.8) 高校中退 80 (25.7) 高校卒業 87 (28.0) 大学進学 42 (13.5)	7.76
婚姻状況	未婚 48 (38.7) 有配 31 (25.0) 離死 45 (36.3)	未婚 121 (39.5) 有配 94 (30.7) 離死 91 (29.7)	2.21
本件時以外の問題飲酒	あり △ 40 (33.6) なし ▽ 79 (66.4)	あり ▽ 66 (22.1) なし △ 232 (77.9)	5.90*
類型「家庭内暴力」 (児童虐待)	認定あり 2 (1.6) 認定なし 125 (98.4)	認定あり 9 (2.9) 認定なし 303 (97.1)	0.63
(D V)	認定あり △ 13 (10.2) 認定なし ▽ 114 (89.8)	認定あり ▽ 15 (4.8) 認定なし △ 297 (95.2)	4.45*
(その他家庭内暴力)	認定あり 12 (9.4) 認定なし 115 (90.6)	認定あり 23 (7.4) 認定なし 289 (92.6)	0.53

② 非行歴

非 行 歴 区 分	取消・再処分あり	取消・再処分なし	χ^2 値
保 護 処 分 歴			20.87***
少年院送致あり	△ 29 (23.8)	▽ 40 (13.3)	
保護観察処分あり	24 (19.7)	37 (12.3)	
その他保護処分あり	△ 12 (9.8)	▽ 13 (4.3)	
保護処分歴なし	▽ 57 (46.7)	△ 210 (70.0)	
暴力非行での保護処分歴			5.84*
該 当 あ り	△ 23 (19.2)	▽ 31 (10.4)	
該 当 な し	▽ 97 (80.8)	△ 267 (89.6)	
過去の保護処分取消歴			8.77**
該 当 あ り	△ 22 (18.3)	▽ 24 (8.2)	
該 当 な し	▽ 98 (81.7)	△ 268 (91.8)	

③ 前科

前 科 区 分	取消・再処分あり	取消・再処分なし	χ^2 値
罰 金 前 科			1.36
2 回 以 上	26 (20.6)	50 (16.0)	
1 回	19 (15.1)	52 (16.7)	
な し	81 (64.3)	210 (67.3)	
罰 金 前 科 (暴 力 犯 罪)			5.56
2 回 以 上	15 (11.9)	17 (5.4)	
1 回	17 (13.5)	43 (13.8)	
な し	94 (74.6)	252 (80.8)	
自 由 刑 前 科			5.27
2 回 以 上	15 (11.8)	24 (7.7)	
1 回	30 (23.6)	53 (17.0)	
な し	82 (64.6)	235 (75.3)	
自 由 刑 前 科 (暴 力 犯 罪)			2.97
あ り	20 (15.7)	31 (9.9)	
な し	107 (84.3)	281 (90.1)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 保護観察に付された日の年齢による。
 4 「不良集団」は、保護観察開始時に調査した各種資料に基づき、開始したときまでに交渉があったと認められる不良集団をいう。ただし、不良集団関係が不詳の者を除く。
 5 「不良集団」の「暴力団」は、暴力団対策法に規定する指定暴力団等をいう。
 6 「薬物使用」は、保護観察開始時に調査した各種資料に基づき、開始時まで使用していたと認められる薬物等をいう。ただし、薬物使用状況が不詳の者を除く。
 7 「精神状況」の「精神障害あり」は、保護観察開始時に調査した各種資料により明らかかな場合をいう。ただし、精神状況が不詳の者を除く。
 8 「居住状況」は保護観察開始時による。また、「その他」は、知人宅、病院等をいう。
 9 「就労状況」は保護観察開始時により、「有職等」は学生・生徒及び家事従事者を含む。ただし、就労状況が不詳の者を除く。
 10 「教育程度」は、保護観察開始時における最終学歴又は就学状況である。ただし、教育程度が不詳の者を除く。
 11 「教育程度」の「高校中退」は高校在学（3名）を含み、「大学進学」は、大学在学、大学中退、大学卒業をいう。
 12 「婚姻状況」は、犯行時により、内縁関係を含む。ただし、婚姻状況が不詳の者を除く。
 13 ***は $p < .001$, **は $p < .01$, *は $p < .05$ を示す。また、 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
 14 △は残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いことを、▽は少ないことを示す ($p < .05$)。
 15 () 内は、各総数に占める構成比である。

(2) 暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の犯行態様や背景事情等の要因の分類

次に、分析対象者の犯行態様等の諸要因の関連について、前節の暴力犯罪受刑者に対する調査と同じく、多重対応分析^(※2)を用いて探索的に検討した。

本研究において調査した暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の犯行態様や背景事情等の要因は3-2-3表のとおりであり、これら30変数を使用して分析を行った。

(※2) 本章第1節の脚注3参照。

3-2-3表

多重対応分析における変数一覧

① 本件時の状況等を表す変数（13変数）

本件の動機（怒り、虐待・折檻、痴情・異性関係、金銭的な利欲、共犯追従、不満・憂さ晴らし）、本件時の飲酒の有無、本件における共犯の有無、本件での凶器の使用、本件における被害者との関係、本件による被害者の負傷の程度、本件の計画性の有無、本件までの被害者に対する日常的な暴力の有無

② 非行歴に関する変数（3変数）

保護処分歴、暴力非行での保護処分歴、過去の保護処分取消歴

③ 属性等に関する変数（14変数）

性別、保護観察に付された日の年齢（層）、罪名、不良集団関係、薬物使用関係、保護観察開始時の精神状況、保護観察開始時の居住状況、保護観察開始時の就労状況、教育程度、犯行時の婚姻状況、本件時以外の問題飲酒の有無、類型「家庭内暴力」（児童虐待、DV、その他家庭内暴力）

分析の結果を3-2-4図に示した^(※3)。横軸の第1次元は右側に「児童虐待」、「DV」、「その他家庭内暴力」といった類型「家庭内暴力」の「認定あり」やこれに対応する被害者及び動機、「日常暴力あり」などの要素が配置され、左側には罪名「強盗」や動機として「金銭利欲あり」、「共犯追従あり」や「怒りなし」が、被害者として「面識なし」、態様として「日常暴力なし」などの要素が配置された。他者への攻撃は、金銭入手等目的達成の手段として用いられる道具的な攻撃と、怒りの感情等に基づく反動的・表出的攻撃に分けられるとする理論がある^(※4)。これらのことから、第1次元を「家庭外・道具的暴力／家庭内・表出的暴力」と解釈した。縦軸の第2次元は下方向に「保護処分取消歴あり」や「暴力犯罪保護処分歴あり」等の非行歴や、不良集団関係に関する要素が配置された。一方、上方向には、「保護処分歴なし」とともに、少年時の適応の良さをうかがわせる「高校卒業」の教育程度、犯罪性が進んでいないことをうかがわせる保護観察に付された日の年齢が「50歳-64歳」及び「65歳以上」といった要素が配置された^(※5)。これらのことから、第2次元を「非行・不良集団関係なし／あり」と解釈した。

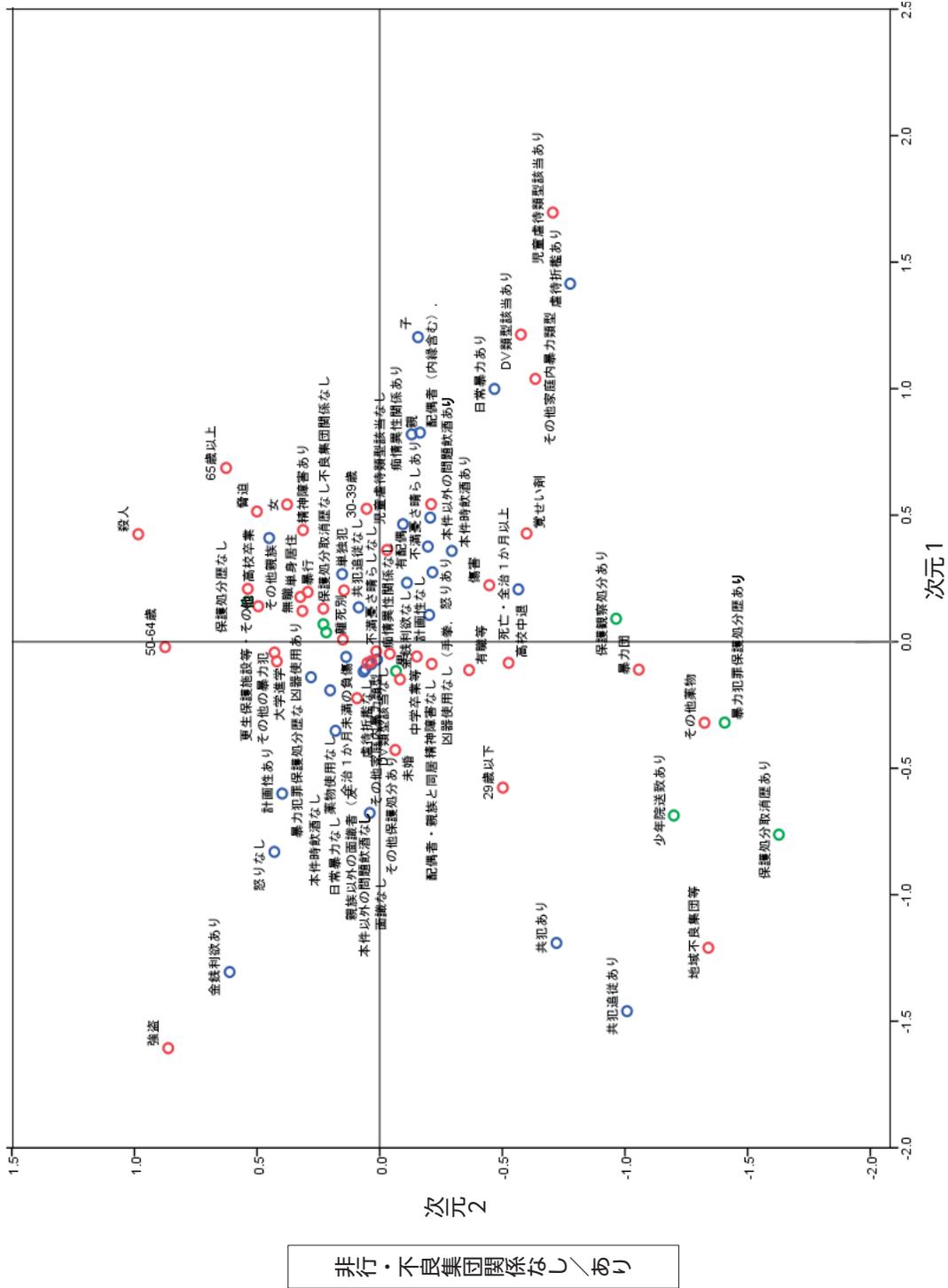
(※3) 多重対応分析の結果、固有値は第1次元が3.93（イナーシャ0.13）、第2次元が3.39（イナーシャ0.11）で、サンプルの分散の24.4%を説明しており、解釈可能性から2次元での解釈が妥当であると判断した。

(※4) 詳細は本章第1節4項（2）を参照。

(※5) 縦軸の第2次元の上方向には、「殺人」や「強盗」の罪名も配置されている。本研究では本件の細かな犯情までは把握していないが、一般的に過去の犯罪歴や不良集団関係等を有しながら重罪に及ぶ者はより社会内更生が期待しづらく、こうした要素の考慮がひいては執行猶予の判断に消極に作用することを勧告すると（小池，2015）、本調査の分析対象者において保護観察付全部執行猶予という判断がなされ、重罪であってもなおお服役とならない背景には「非行・不良集団関係なし」を特徴付けるような何らかの情状が存在し、それが「殺人」や「強盗」の罪名として縦軸の第2次元の上方向に現れた可能性が考えられる。

3-2-4図

本件態様・背景事情等の多重対応分析の結果



非行・不良集団関係なし／あり

家庭外・道具的暴力／家庭内・表出的暴力

注 法務総合研究所の調査による。

以上から、暴力犯罪の犯行態様や背景事情等の要因は、「家庭外・道具的暴力／家庭内・表出的暴力」と「非行・不良集団関係なし／あり」の二次元により特徴付けられることが分かった。続けて、これら要因の関連に基づき分析対象者のグループ化を行うため、階層クラスター分析^(※6)を行って、分析対象者を複数のグループ（「クラスター」という。）に分類した^(※7)。分析の結果、4つのクラスターが見出された。3-2-5図にクラスター別に見た分析対象者の配置を示した。3-2-4図における犯行態様等の要因の配置と対応する各クラスターの特徴は、以下のとおりである。

第1クラスターは、「家庭外・道具的暴力」により特徴付けられる要因を有する者のグループである。本件態様としては、金銭利欲に基づく強盗事案である、怒りの感情を伴わない、被害者との面識がない、共犯者がいるといった特徴が見られる。背景事情としては、29歳以下の若年者であるなどの点が特徴である。

第2クラスターは、「非行・不良集団関係なし」により特徴付けられる要因を有する者のグループである。本件態様としては、結果の重大な殺人から身体的な負傷を伴わない暴行や脅迫まで幅広い特徴が見られる。背景事情としては、女性を含み、高校卒業、単身居住、50歳以上64歳以下及び65歳以上の者などの点が特徴である。

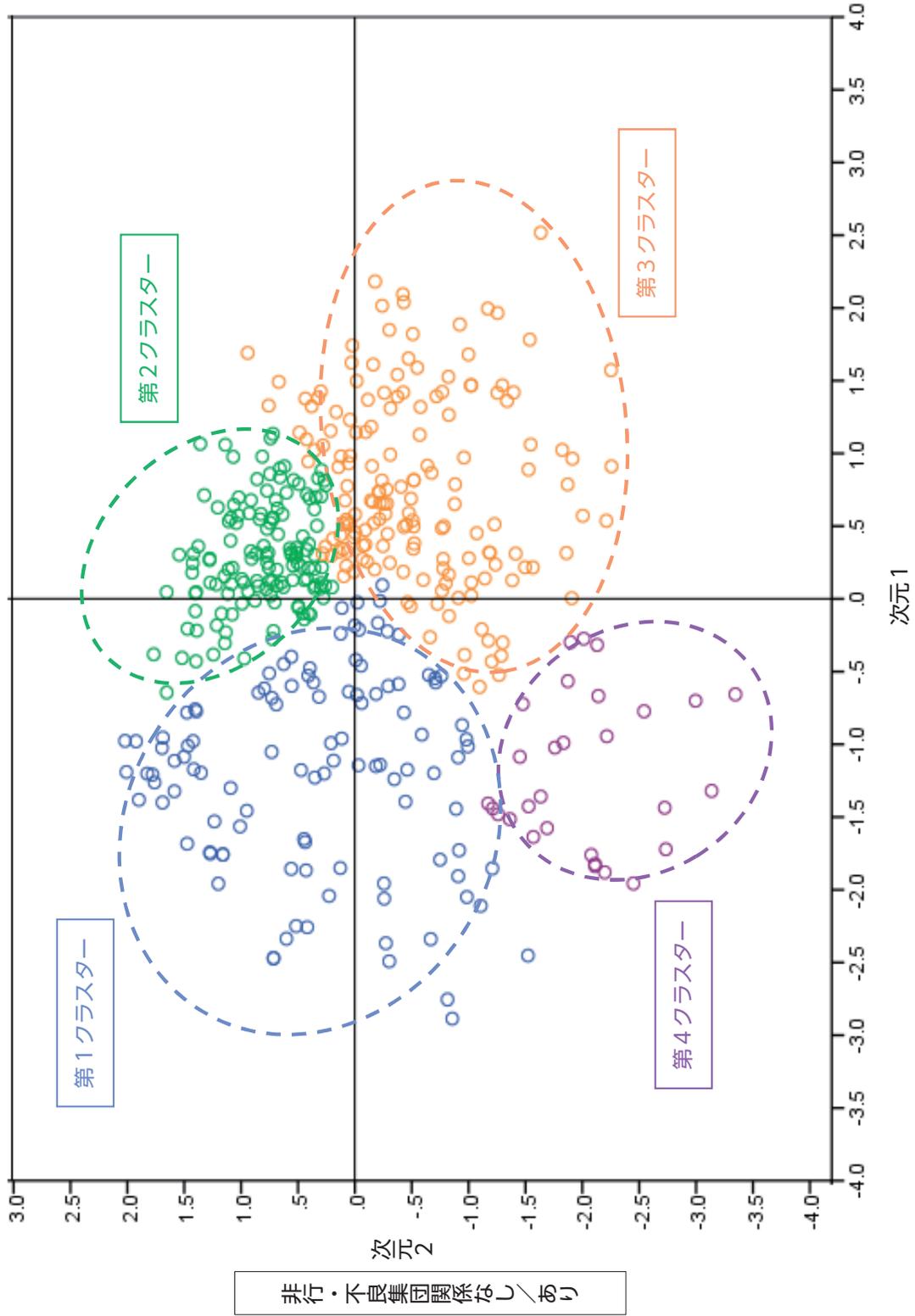
第3クラスターは、「家庭内・表出的暴力」及び「非行・不良集団関係あり」により特徴付けられる要因を有する者のグループである。本件態様としては、動機として怒りを伴う、保護者として監護する児童や同居の親兄弟等親族・配偶者を被害者とする、日常的な暴力の延長線上としてなされた犯行である、本件時の飲酒がある、全治1か月以上の負傷を負わせるような傷害であるといった特徴が見られる。背景事情としては、本件時以外にも問題飲酒がある、覚せい剤の使用があるなどの点が特徴である。

第4クラスターは、「非行・不良集団関係あり」及び「家庭外・道具的暴力」により特徴付けられる要因を有する者のグループである。本件態様としては、第1クラスターと同様に、共犯への追従を伴うといった特徴が見られるが、背景事情としては、地域不良集団との関係がある、少年時に暴力犯罪で保護処分となった経験や、保護処分の取消しを受けた経験を有するなどの点で際立った特徴が見られる。

(※6) 本章第1節の脚注6参照。

(※7) 本研究においては、多重対応分析により得られた分析対象者一人一人のオブジェクトスコア（第1次元及び第2次元の得点）を用いて、Ward法によりクラスター分析を行った。分析の結果、解釈可能性から4つのクラスター抽出が妥当であると判断した。

3-2-5図 調査対象者のクラスター分析の結果



注 法務総合研究所の調査による。

(3) 取消・再処分の有無と犯行態様や背景事情等による類型化

暴力犯罪の犯行態様や背景事情等の要因から、暴力犯罪受刑者同様、暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者も幾つかのグループに分類できることが分かったが、これらのグループを特徴付ける諸要因のうち、いずれが特に取消・再処分の有無と強く結びついている要因なのかは上記分析からは判断できない。そこで、次に決定木分析^(※8)を用いて、分析対象者の犯行態様や背景事情等の特徴と取消・再処分の有無との関連について探索的に検討を行った^(※9)。

分析の結果は、3-2-6図のとおりである^(※10)。分析の結果、保護処分歴の有無が取消・再処分の有無を分ける最初の要因として選択された。なお、元々の投入変数である少年院送致や保護観察処分といった処分の種別による分岐はなく、全ての保護処分歴が同一のグループに結合された。次いで、保護処分歴のないグループは本件での凶器の使用の有無で分岐し、本件時の凶器の使用がないグループは本件時以外の問題飲酒の有無で分岐した。一方、保護処分歴のあるグループは本件までの日常的な暴力の有無で分岐し、日常的な暴力のないグループはさらに本件被害者との面識の有無で分岐した。最終的な類型は計6つとなり、分岐条件から各類型を「遅発・凶器なし・問題飲酒なし」、「遅発・凶器なし・問題飲酒あり」、「遅発・凶器あり」、「早発・単発・面識なし」、「早発・単発・面識あり」、「早発・日常暴力あり」と命名した。取消・再処分ありの者の占める比率は、「早発・日常暴力あり」類型が最も高く、次いで「遅発・凶器なし・問題飲酒あり」類型、「早発・単発・面識なし」類型の順であった。

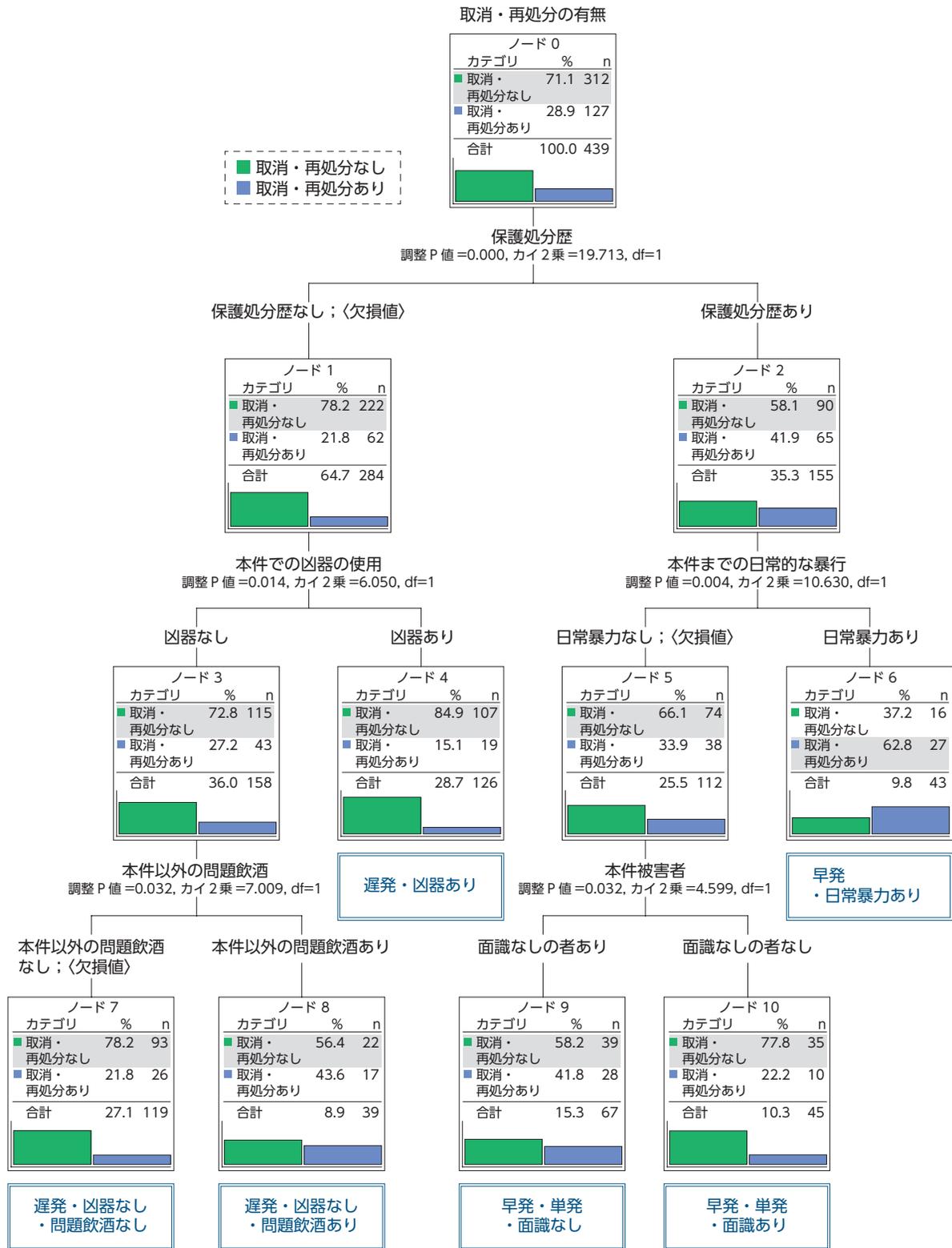
(※8) 本章第1節の脚注8参照。

(※9) 本研究における決定木の構築には、Exhaustive CHAIDを用いた。独立変数として多重対応分析と同じ30変数及び罰金前科・自由刑前科を投入し、分岐条件基準としてツリーの深さを最大3、最小ケース数を親ノード(分岐前)は60、子ノード(分岐後)は30とし、有意水準は両側5%として分析を行った。分析には、IBM SPSS Decision Trees18.0を使用した。

(※10) 本研究で構築した決定木について、モデルの適合度を見るためにROC分析を行った結果、AUC = 0.69であり、分類がランダムになされる場合(AUC = 0.5)と比較すると有意に値が大きかった($p < .001$)。また、10分割での交差検証による相対リスクの推定値は0.26であり、再代入による相対リスク推定値0.27との差は小さく、本分析の結果は本研究のサンプルに限らず一般化可能性があると考えられた。

3-2-6図

調査対象者の決定木分析の結果



注 法務総合研究所の調査による。

上記各類型と、本節（3）で分析した各クラスターとの関係は、3-2-7表のとおりである。特に取消・再処分ありの者の占める比率の高かった類型について見ると、「早発・日常暴力あり」類型はその9割以上、「遅発・凶器なし・問題飲酒あり」類型も約6割が、「家庭内・表出的暴力」及び「非行・不良集団関係あり」を特徴とする第3クラスターに属していた。一方、「早発・単発・面識なし」類型は4割以上が「家庭外・道具的暴力」を特徴とする第1クラスターに属していた。

3-2-7表

調査対象者の類型とクラスター分析によるグループとの関係

クラスター分析による調査対象者のグループ	決定木分析による調査対象者の類型					
	遅発・凶器なし・問題飲酒なし	遅発・凶器なし・問題飲酒あり	遅発・凶器あり	早発・単発・面識なし	早発・単発・面識あり	早発・日常暴力あり
第1クラスター	28 (23.5)	1 (2.6)	38 (30.2)	30 (44.8)	13 (28.9)	—
第2クラスター	58 (48.7)	15 (38.5)	56 (44.4)	3 (4.5)	3 (6.7)	—
第3クラスター	33 (27.7)	23 (59.0)	30 (23.8)	18 (26.9)	22 (48.9)	39 (90.7)
第4クラスター	—	—	2 (1.6)	16 (23.9)	7 (15.6)	4 (9.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、各類型ごとのクラスター別構成比である。

(4) 類型による暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の基本的属性等

基本的な属性等を類型別に一覧にしたものは、3-2-8表のとおりである^(※11)。特に取消・再処分ありの者の占める比率の高かった類型について見ると、「早発・日常暴力あり」類型は「30歳以上39歳以下」の年齢層が多く、罪名は9割以上が「傷害・暴行」で「殺人」や「強盗」はいなかった。「早発・単発・面識なし」類型は「29歳以下」の年齢層が多く、暴力団や地域不良集団等と関係する者が3割以上を占めた。これら2つの類型は、薬物使用ありの者や高校中退の者が多いという点では共通する一方、保護観察処遇における類型「家庭内暴力」の認定に関しては差が認められ、「早発・日常暴力あり」類型ではDV又は親兄弟等の親族への暴力により認定を受けた者が合わせて約6割に上ったのに対し、「早発・単発・面識なし」類型では、類型「家庭内暴力」の認定を受けた者はわずか1.5%であった。また、「早発・日常暴力あり」類型は39歳以下の者が合わせて8割以上と若年者が多いにもかかわらず暴力犯罪による自由刑前科を有する者が多かった。「遅発・凶器なし・問題飲酒あり」類型は上記2類型と異なり、「29歳以下」の年齢層はわずか2.6%であり、「30歳以上39歳以下」及び「40歳以上49歳以下」の年齢層が多かった。また、罪名が「殺人」や「強盗」である者はおらず、暴力団や地域不良集団等と関係する者もほとんどいなかった。また、保護処分歴がない一方で、罰金前科及び自由刑前科（いずれも暴力犯罪によるもののみ限定した場合も含む）のある者が多かった。

(※11) カイ2乗検定を行い、有意であった項目につき残差分析を行った。データ処理上、順序性等のある変数でカテゴリ数が多すぎる場合には、隣接カテゴリを統合した上でカイ2乗検定を行い、同データ処理を経てなおクロス集計による各カテゴリの期待度数が5を下回るセルが全体の20%を超えていた場合は、カイ2乗検定は行わず、Fisherの正確確率検定を行った。

3-2-8表 調査対象者の類型別の属性等

① 属性等

属性等	区分	分	遅発・凶器なし・ 問題飲酒なし	遅発・凶器なし・ 問題飲酒あり	遅発・凶器あり	早発・単発・ 面識なし	早発・単発・ 面識あり	早発・日常暴力あり	χ ² 値	
性別	男性	性	▽ 102 (85.7)	38 (97.4)	110 (87.3)	65 (97.0)	44 (97.8)	41 (95.3)	14.78*	
	女性	性	△ 17 (14.3)	1 (2.6)	16 (12.7)	2 (3.0)	1 (2.2)	2 (4.7)		
	年齢	29歳以下	下	43 (36.1)	▽ 1 (2.6)	▽ 30 (23.8)	△ 47 (70.1)	△ 31 (68.9)	△ 22 (51.2)	106.22***
		30歳～39歳	中	25 (21.0)	△ 16 (41.0)	25 (19.8)	9 (13.4)	▽ 3 (6.7)	△ 15 (34.9)	
		40歳～49歳	上	27 (22.7)	△ 12 (30.8)	26 (20.6)	▽ 5 (7.5)	5 (11.1)	4 (9.3)	
罪名	50歳～64歳	中	20 (16.8)	9 (23.1)	△ 33 (26.2)	▽ 5 (7.5)	5 (11.1)	▽ 1 (2.3)		
	65歳以上	上	4 (3.4)	1 (2.6)	△ 12 (9.5)	1 (1.5)	1 (2.2)	1 (2.3)		
	傷害・暴行	殺人	83 (69.7)	30 (76.9)	▽ 54 (42.9)	43 (64.2)	35 (77.8)	△ 39 (90.7)	71.39***	
不良集団	強盗	人	▽ { 3 (2.5)	▽ { —	△ { 17 (13.5)	1 (1.5)	2 (4.4)	▽ { —		
	その他の暴力犯罪	盗	27 (22.7)	9 (23.1)	27 (21.4)	11 (16.4)	6 (13.3)	4 (9.3)		
	暴力地域不良集団等	団	▽ { 5 (4.3)	▽ { 1 (2.7)	▽ { 6 (4.8)	9 (14.5)	5 (11.6)	7 (16.7)	44.32***	
乗物使用	不良集団関係なし	等	△ 107 (92.2)	△ 36 (97.3)	△ 115 (91.3)	▽ 41 (66.1)	28 (65.1)	32 (76.2)	40.46***	
	薬物使用あり	なし	▽ 5 (4.2)	9 (23.1)	▽ 6 (4.8)	15 (22.7)	14 (31.1)	10 (23.3)		
	薬物使用なし	なし	△ 114 (95.8)	30 (76.9)	△ 120 (95.2)	▽ 51 (77.3)	31 (68.9)	33 (76.7)		
精神状況	精神障害あり	あり	27 (23.5)	8 (22.2)	36 (29.3)	9 (14.1)	8 (18.6)	7 (16.7)	7.11	
	精神障害なし	なし	88 (76.5)	28 (77.8)	87 (70.7)	55 (85.9)	35 (81.4)	35 (83.3)		
	単身居住	住	37 (31.1)	7 (17.9)	42 (33.3)	14 (20.9)	9 (20.0)	14 (32.6)	16.50	
就労状況	配偶者・親族と同居	居	76 (63.9)	30 (76.9)	68 (54.0)	46 (68.7)	32 (71.1)	28 (65.1)		
	更生施設等・その他	等	6 (5.0)	2 (5.1)	16 (12.7)	7 (10.4)	4 (8.9)	1 (2.3)		
	有職	職	55 (47.4)	18 (46.2)	▽ 44 (36.1)	41 (63.1)	28 (63.6)	24 (55.8)	18.14**	
教育程度	無職	職	61 (52.6)	21 (53.8)	△ 78 (63.9)	▽ 24 (36.9)	16 (36.4)	19 (44.2)	64.43***	
	中学卒業等	等	▽ 23 (19.5)	13 (33.3)	43 (34.1)	30 (44.8)	△ 23 (51.1)	20 (47.6)		
	高校卒業等	等	△ 49 (41.5)	12 (30.8)	29 (23.0)	△ 26 (38.8)	14 (31.1)	△ 17 (40.5)		
婚姻状況	大学進学	学	△ 23 (19.5)	4 (10.3)	15 (11.9)	4 (6.0)	3 (6.7)	▽ 1 (2.3)		
	未婚	婚	50 (42.4)	10 (27.0)	42 (33.6)	34 (53.1)	19 (43.2)	14 (33.3)	12.97	
	有配偶	偶	34 (28.8)	11 (29.7)	40 (32.0)	14 (21.9)	10 (22.7)	16 (38.1)		
本件時以外の問題飲酒	有配偶	別	34 (28.8)	16 (43.2)	43 (34.4)	16 (25.0)	15 (34.1)	12 (28.6)	158.07***	
	有配偶	死	▽ —	△ 39 (100.0)	29 (23.8)	17 (26.6)	6 (14.6)	15 (37.5)		
	有配偶	別	△ 111 (100.0)	▽ —	93 (76.2)	47 (73.4)	35 (85.4)	25 (62.5)		
類型「家庭内暴力」 (児童虐待)	あり	あり	△ 6 (5.0)	1 (2.6)	1 (0.8)	—	—	△ 3 (7.0)	11.04	
	なし	なし	▽ 113 (95.0)	38 (97.4)	125 (99.2)	67 (100.0)	45 (100.0)	▽ 40 (93.0)		
	(D)	あり	▽ 3 (2.5)	3 (7.7)	7 (5.6)	—	1 (2.2)	△ 14 (32.6)	58.44***	
(その他家庭内暴力)	なし	なし	△ 116 (97.5)	36 (92.3)	119 (94.4)	△ 67 (100.0)	44 (97.8)	▽ 29 (67.4)	22.60***	
	あり	あり	9 (7.6)	3 (7.7)	8 (6.3)	▽ 1 (1.5)	3 (6.7)	△ 11 (25.6)		
	なし	なし	110 (92.4)	36 (92.3)	118 (93.7)	△ 66 (98.5)	42 (93.3)	▽ 32 (74.4)		

② 非行歴

非行歴	区分	分	遅発・凶器なし・問題飲酒なし	遅発・凶器なし・問題飲酒あり	遅発・凶器なし・問題飲酒あり	早発・単発・面識なし	早発・単発・面識あり	早発・単発・面識あり	χ ² 値
保護処分歴	少年院送致あり 保護観察処分あり その他保護処分あり 保護処分なし	少年院送致あり	—	—	—	38 (56.7)	16 (35.6)	15 (34.9)	7.20
		保護観察処分あり	—	—	—	20 (29.9)	21 (46.7)	20 (46.5)	
		その他保護処分あり	—	—	—	9 (13.4)	8 (17.8)	8 (18.6)	
		保護処分なし	113(100.0)	35(100.0)	119(100.0)	—	—	—	
暴力非行での保護処分歴	該当なし	該当あり	—	—	—	25 (39.1)	17 (37.8)	12 (28.6)	1.33
		該当なし	113(100.0)	35(100.0)	119(100.0)	39 (60.9)	28 (62.2)	30 (71.4)	
過去の保護処分取消歴	該当なし	該当なし	113(100.0)	35(100.0)	117(100.0)	43 (66.2)	31 (73.8)	27 (67.5)	0.73

③ 前科

前科	区分	分	遅発・凶器なし・問題飲酒なし	遅発・凶器なし・問題飲酒あり	遅発・凶器なし・問題飲酒あり	早発・単発・面識なし	早発・単発・面識あり	早発・単発・面識あり	χ ² 値
罰金前科	2回以上	上	21 (17.8)	△ 14 (35.9)	16 (12.7)	11 (16.4)	6 (13.3)	8 (18.6)	24.01**
		回	17 (14.4)	△ 12 (30.8)	17 (13.5)	11 (16.4)	6 (13.3)	8 (18.6)	
		なし	80 (67.8)	▽ 13 (33.3)	△ 93 (73.8)	45 (67.2)	33 (73.3)	27 (62.8)	
罰金前科(暴力犯罪)	2回以上	上	7 (5.9)	△ 7 (17.9)	▽ 5 (4.0)	6 (9.0)	3 (6.7)	4 (9.3)	29.58***
		回	17 (14.4)	▽ 13 (33.3)	9 (7.1)	8 (11.9)	6 (13.3)	7 (16.3)	
		なし	94 (79.7)	▽ 19 (48.7)	△ 112 (88.9)	53 (79.1)	36 (80.0)	32 (74.4)	
自由刑前科	2回以上	上	11 (9.2)	4 (10.3)	▽ 3 (2.4)	7 (10.4)	△ 8 (17.8)	6 (14.0)	51.76***
		回	17 (14.3)	△ 21 (53.8)	20 (15.9)	13 (19.4)	▽ 3 (6.7)	9 (20.9)	
		なし	91 (76.5)	▽ 14 (35.9)	△ 103 (81.7)	47 (70.1)	34 (75.6)	28 (65.1)	
自由刑前科(暴力犯罪)	ありなし	あり	9 (7.6)	△ 13 (33.3)	▽ 6 (4.8)	8 (11.9)	6 (13.3)	△ 9 (20.9)	29.35***
		なし	110 (92.4)	▽ 26 (66.7)	△ 120 (95.2)	59 (88.1)	39 (86.7)	▽ 34 (79.1)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 保護観察に付された日の年齢による。
 4 「不良集団」は、保護観察開始時に調査した各種資料に基づき、開始時までに使用していたと認められる不良集団をいう。ただし、不良集団関係が不詳の者を除く。
 5 「不良集団」は、保護観察開始時に調査した各種資料に基づき、開始時までに使用していたと認められる不良集団をいう。ただし、不良集団関係が不詳の者を除く。
 6 「薬物使用」は、保護観察開始時に調査した各種資料により明らかでない場合をいう。ただし、精神状況が不詳の者を除く。
 7 「精神状況」の「精神障害あり」は、保護観察開始時に調査した各種資料により明らかでない場合をいう。ただし、精神状況が不詳の者を除く。
 8 「居住状況」は保護観察開始時による。「その他」は、知人宅、病院等をいう。
 9 「就労状況」は保護観察開始時による。「有職等」は学生・生徒及び家事従事者を含む。ただし、就労状況が不詳の者を除く。
 10 「教育程度」は、保護観察開始時における最終学歴又は就学状況である。ただし、教育程度が不詳の者を除く。
 11 「教育程度」の「高校中退」は高校在学(3名)を含み、「大学進学」は、大学在学、大学中退、大学卒業をいう。
 12 「婚姻状況」は、犯行時により、内縁関係を含む。ただし、婚姻状況が不詳の者を除く。
 13 ***は $p < .001$, **は $p < .01$, *は $p < .05$ を示す。また、 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。なお、「性別」、「類型(家庭内暴力)」、「(DV)」及び「(その他家庭内暴力)」について、Fisherの直接法による正確有意確率は、それぞれ、 $p < .05$, $p < .001$ 及び $p < .01$ であった。
 14 「保護処分歴」、「暴力非行での保護処分歴」及び「過去の保護処分取消歴」については、「早発・単発・面識なし」、「早発・単発・面識あり」及び「早発・日常暴力あり」の3群について、 χ^2 検定を実施した結果を示している。
 15 △は残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いことを示す ($p < .05$)。なお、「罪名」、「不良集団」、「保護処分歴」及び「罰金前科(暴力犯罪)」については、カテゴリを再編成した上で実施した。
 16 () 内は、それぞれの類型の総数に占める構成比である。

4 調査結果のまとめ

前項までは、暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者に対する特別調査の結果を説明した。本項では、調査結果を通じて示唆される暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の特性等について、本章第1節の受刑者調査の結果とも対比しつつ、考察を加える。

(1) 犯行態様や背景事情等の分類に係る暴力犯罪受刑者との共通点と相違点

暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の犯行態様や背景事情等の要因について調査したところ、分析対象者はこれら要因に基づく幾つかのグループに分かれた。「家庭外・道具的暴力／家庭内・表出的暴力」と「非行・不良集団関係なし／あり」という二つの次元により諸要因が特徴付けられたことは、暴力犯罪の性質や問題の早発・遅発に係る点で本章第1節の受刑者調査における諸要因の配置と比較的類似した結果であり、我が国の矯正・更生保護がそれぞれ対象とする暴力犯罪者の犯行態様や背景事情等を特徴付ける共通した枠組みの存在を示唆するものと言える。また、道具的な攻撃と反動的・表出的攻撃の理論という観点からも、「家庭外・道具的暴力」を特徴とする第1クラスターが道具的な攻撃に、「家庭内・表出的暴力」及び「非行・不良集団関係あり」を特徴とする第3クラスターが反動的・表出的攻撃に、それぞれ対応するような犯行態様を示し、受刑者調査と同じく、両グループが異質のものとして識別され、我が国の暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者においても、諸外国の先行研究等で指摘されている暴力犯罪者の多様性が当てはまることが確認できた。

他方で、本研究では受刑者調査とは幾つかの点で異なる結果が見られた。まず、「家庭外・道具的暴力／家庭内・表出的暴力」次元に関連して、①家庭内暴力の主体が女性中心であった受刑者調査と異なり、本研究では主体が男性中心であったこと、②児童虐待という要因のみが突出していた受刑者調査と異なり、本研究では親兄弟等への暴力や配偶者へのDVといった他の家庭内暴力に係る要因が児童虐待と近い位置に配置され、共に同次元における「家庭内・表出的暴力」として特徴付けられていたこと、③これら家庭内暴力と本件時の飲酒や覚せい剤使用といった物質乱用に関連する要因とが、受刑者調査と異なり比較的近い位置に配置されたことが挙げられる。次に、「非行・不良集団関係なし／あり」次元に関連して、受刑者調査では小中学校での粗暴・非粗暴な問題早発と暴力団加入とが若干離れた位置に配置されていたのに対し、本研究では暴力団関係と非行歴の要因とが比較的近い位置に配置されたことが挙げられる。

「家庭外・道具的暴力／家庭内・表出的暴力」次元については、本研究の保護観察付全部執行

猶予者と、累入者も含んだ受刑者調査の暴力犯罪受刑者とでは犯罪性の進度に大きな開きがあり、その質的な違いを考慮しなければならない。特に男性の受刑者では入所を繰り返す中で年齢が上がり親族等とも疎遠になる中で、家庭内暴力の対象となる同居家族自体がいない状態となることが影響した可能性がある。入所時又は保護観察に付された日の年齢が29歳以下の者の占める割合は、暴力犯罪受刑者に比べて保護観察付全部執行猶予者の方が高く、保護観察付全部執行猶予者では保護観察開始時に配偶者・親族と同居する者が過半数を占めている。また、配偶者と離死別状態にある者の占める割合も、保護観察付全部執行猶予者に比べて暴力犯罪受刑者の方がやや高い。「非行・不良集団関係なし／あり」次元については、受刑者調査では小中学校という相当早い時期の粗暴・非粗暴な問題行動を取り上げて問題早発と解釈したのに対し、本研究では、同じ少年時の行動とは言え、非行歴というより年齢が上がってからの重大な問題行動を取り上げており、この差が非行歴と暴力団や暴走族等の地域不良集団との顕著な関連として同次元上に現れた可能性がある。

以上から、暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の特性等をさらに分析するに当たっては、これら暴力犯罪受刑者との相違点や連続性を十分考慮する必要性が示唆される。

(2) 暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分と類型

このように比較的犯罪性の進んでいない暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の中で、取消・再処分のリスクという観点で処遇上特に留意すべき類型は何か、また、その類型を決定する要因は何なのかを分析したところ、最も影響力が大きかった要因は、保護処分歴の有無であった。少年時に非行があることが成人後の暴力のリスクを高めるという知見は諸外国でも見られる。例えば、成人の暴力のリスクアセスメントのため諸外国で用いられ、その予測妥当性の高さが実証されているツールの一つである HCR-20^(※12)の第三版では、暴力や他の反社会的行動の評価において、18歳未満でのこれらの問題の生起や、その後の発達的な軌跡を査定することが重要な要素となっている (Douglas ら, 2014)。また、本研究において、保護処分歴を有する「早発・単発・面識なし」、「早発・単発・面識あり」、「早発・日常暴力あり」の3つのタイプの年齢層では、他の3つの類型に比べて29歳以下の者が占める割合が高かったことも勘案すると、保

(※12) 暴力のリスクをヒストリカル (過去) / クリニカル (現在) / リスク・マネジメント (未来) の3つの観点に係る要因からアセスメントするものであり、当初は司法精神医療の分野での活用を目的に作成されたが、その後、矯正施設等でも使用されるようになった。臨床実践等を通じた項目等の改訂が重ねられており、2013年に第三版となっている。HCR-20の予測妥当性については、Wong & Coid (2010) を参照。

護処分歴を有する者では、非行少年の延長線上の存在としてその特性等を見る視点が必要であろう。

早発の3類型の中で、取消・再処分のリスクが突出していたのは家庭内暴力（主に親兄弟への暴力や配偶者へのDV）をその特徴とする「早発・日常暴力あり」類型であり、次いで、家庭内暴力の要素は持たず、少年院送致歴を有する者が多い「早発・単発・面識なし」類型であった。これらは一見対照的に見えても、不良集団関係や物質乱用がある点では共通している。逆に、保護処分歴があっても家庭内等で日常化した暴力でなく、被害者が面識者のみであれば比較的リスクは低いという結果になった。上記のように、暴力犯罪受刑者において家族等との関係が失われ、事実上、家庭内暴力に及ぶ可能性がなくなったと思われる者が一定数存在することも考慮すると、このリスクの高い両類型の中で再犯を繰り返す者が、長じて受刑者調査でもっとも問題性の大きかった「暴力団・不安定稼働」類型の中核となっていく可能性が考えられる。事実、受刑者調査の同類型では少年時の保護処分歴ありの者が約3分の2を占めている。

なお、上記HCR-20やVRAG^(※13)など諸外国で用いられる主要な暴力リスクアセスメントツールは、成人後の暴力又は非暴力犯罪歴を再犯のリスクに関係する要因として組み込んでいる。しかし、本研究においては、成人後の前科が取消・再処分のリスクの高低を分ける分岐として採用されなかった。この点につき、我が国での過去の研究（保護観察付全部執行猶予者全体での再犯や所在不明等の予後不良と諸要因との関係を見たもの^(※14)や、暴力組織関係保護観察付全部執行猶予者の保護観察の終了事由や再犯による公判請求と諸要因との関係を見たもの^(※15)）においても、多数の変数を同時に解析する統計手法である多変量解析を行った場合、成人後の前科は統計的に有意な要因として残っておらず、本研究の結果との類似性が認められる。諸外国の暴力リスクアセスメントツールは主として矯正施設で適用されるものであることや、本研究の暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者が若年者中心であり、暴力又は非暴力の罰金・自由刑前科が少ない点で偏りがあったことなども影響したと考えられるが、慎重な解釈を要する問題であり、後述するような前科の事件における被害者との関係等の犯行態様等も加味

(※13) Violence Risk Appraisal Guide (Quinsey ら, 1998) の略称。HCR-20と同じく司法精神医療の分野で開発された暴力リスクのアセスメントツールであり、小学校時代の問題や非暴力犯罪歴、被害者の負傷程度やアルコール乱用の有無等、主として静的な要因について評定するもの。

(※14) 研究部報告30「保護観察対象者の分類の基準に関する研究」(法務総合研究所, 2006)

(※15) 研究部報告14「暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究」(法務総合研究所, 2001)

した、より精緻な調査・分析が必要である。

また、暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の中で取消・再処分のリスクの高いもう一つの類型として「遅発・凶器なし・問題飲酒あり」類型があることも確認された。同類型の存在からは、非行等の早発の問題がなくても、本件時に限らない問題飲酒があることが再犯等のリスクを大きく高めることがうかがわれ、この点は、受刑者調査や諸外国の先行研究の知見とも共通する結果であった（暴力と飲酒の関係性は本章第1節4項参照）。同類型は、他の類型に比べて既に罰金や自由刑の前科を重ねている者が多く、これらの者がさらに再犯を重ねることで、受刑者調査において「暴力団・不安定稼働」類型に次いで暴力犯罪による刑事処分回数の多かった「飲酒あり・凶器なし」類型へとつながっていく可能性が考えられる。

もし、これら「早発・日常暴力あり」類型や「早発・単発・面識なし」類型、「遅発・凶器なし・問題飲酒あり」類型が再犯し、やがて暴力犯罪受刑者となっていくのだとすれば、保護観察所の段階で取消・再処分のリスクの高い各類型に効果的な早期介入を行うことの重要性は極めて高いと言える。上記の結果から、「早発・日常暴力あり」類型及び「早発・単発・面識なし」類型に対しては、まず非行少年の延長線上の存在としての特性等を踏まえて保護観察所の暴力防止プログラム（第4章第2節参照）等の処遇を行うことが必要である。その際には、少年院における暴力防止プログラム（第4章第1節参照）の内容等も参考になるだろう。また、両類型に対しては、暴力団等の不良集団関係を絶ちつつ、物質乱用の深刻化を食い止めることも重要と考えられる。さらに、「早発・日常暴力あり」類型に対しては、保護観察所の暴力防止プログラムに既に存在する、DVの問題を有する者へのオプション単元の内容を拡充し、親兄弟等への日常的な暴力や児童虐待も視野に入れ、これら全体を「家庭内暴力」という一つの枠組みで実施することがより多くの暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者のニーズを捉えることに資すると思われる。その際は、刑事裁判等の関係記録上に記載されていなくとも、潜在的な他の家庭内暴力の存在を疑い、その相互関係に目配りした処遇を行うことが求められる。「遅発・凶器なし・問題飲酒あり」類型に対しては、暴力の問題性への介入とともに、同プログラムに既に存在する、飲酒の問題を有する者へのオプション単元を着実に実施して、アルコール使用障害のリスクを把握しながら、問題飲酒の改善を図っていくことに尽きるとと思われる。

さらに、同プログラムは、暴力団関係者や、怒りや衝動の自己統制力不足に起因しているとは認められない、いわば道具的な攻撃を行った者を対象者から除外しており^(※16)、上記「早発・

(※16) 暴力防止プログラムの対象者の要件については、第4章第2節1項(2)参照。

単発・面識なし」類型の者の一部は、取消・再処分のリスクが高いにもかかわらず、その犯行態様や背景事情等から同プログラムの受講機会を得られていない可能性がある。他方、同プログラムは近年、暴力を容認する認知など多面的な問題への介入を重視した内容へと見直しが図られており^(※17)、受刑者調査の結果からは暴力団加入歴のある者等で暴力肯定的な認知の存在がうかがわれたことも勘案すると、保護観察所の暴力防止プログラムには更なる有効活用の余地があるとも考えられる。

最後に、本研究は保護観察終了者に関する回顧的な記録調査であり、得られるデータに限りがあったことには留意が必要である。例えば家庭内暴力については、保護観察付執行猶予者を対象とした決定木分析によりその暴力を類型化し、家庭内と家庭外の両方で暴力に及ぶことがリスクの高さに最も影響することを示した研究 (Stalans ら, 2004) があるが、本研究では暴力犯罪の前科や保護処分歴における被害者の属性までは調査できていない。また、コホート調査により被虐待経験がある者では、そうでない者に比べ、後の人生で暴力犯罪やDV、児童虐待をより高い割合で行い、これらを重複して行う者も多いことを示した研究 (Milaniak & Widom, 2015) や、発達障害等により問題行動を呈する少年において、親からの暴力及び夫婦間の暴力にさらされることが、少年から親に対する身体的暴力につながるとする研究 (Boxer ら, 2009) などもあるが、比較的詳細な刑執行開始時の調査が行われる受刑者と異なり、保護観察付全部執行猶予者では生育歴に関する情報が乏しく、本研究では受刑者調査のような小児期の被虐待経験の把握は行えていない。家庭内暴力と関連する要因が取消・再処分のリスクに及ぼす影響の大きさに鑑み、こうした点を保護観察付全部執行猶予者本人に対する質問紙調査等によって重点的に調査し、その後の取消・再処分等への寄与を検証するような前向きな追跡調査を行うことが、暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の更なる実態解明に向けた今後の課題である。

(3) 小括

以上のとおり、本研究を通じて、暴力犯罪受刑者と同様に、暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者も一様な存在ではなく、類型に応じて保護観察所の暴力防止プログラム等の実施に際して留意すべき特性等に差異があることが明らかになった。これらの知見は、保護観察処遇の効果をより高める方策につながる手掛かりとなると考えられる。

(※17) 暴力防止プログラムの内容等の見直しに関する取組の経緯等の詳細については、平成28年版犯罪白書第5編第2章第7節コラム参照。